

国立大学協会

会 報

昭和39年11月
第26号

-
- イギリスの大学の近況……京都大学総長 奥田 東
 - 一、事業 報 告
 - 第三十二回総会、役員会、大学運営協議会……等
 - 二、要望書、意見書等
 - 要望書、意見書、申入書……等
 - 三、資 料
 - 特別会計制度協議会関係……等
 - 四、そ の 他
 - 五、諸 規 程
 - 会則、大学運営協議会規程、同実施細則
 - 六、役員、委員名簿

会 報

(第二十六号)

目 次

国立大学協会

イギリスの大学の近況……………京都大学総長 奥田 東…一

一、事業報告

- 1、役員会議事要録(第三十二回総会第一日)……………四
- 2、理事会議事要録(第三十二回総会第二日)……………四
- 3、役員会議事要録(第三十二回総会第二日)……………五
- 4、第三十二回総会議事要録(第一日)……………六
- 5、第三十二回総会議事要録(第二日)……………一
- 6、第五常置委員会議事要録(昭和三九・八・一八)……………四
- 7、第一・第二・第七各常置委員会合同会議事要録(昭和三九・九・二二)……………一四
- 8、第三・第四各常置委員会合同会議事要録(昭和三九・一〇・一九)……………一六
- 9、第六常置委員会議事要録(昭和三九・一〇・二二)……………一七
- 10、一般教育特別委員会議事要録(昭和三九・九・二二)……………一七
- 11、一般教育特別委員会議事要録(昭和三九・一〇・二六)……………一八
- 12、学生急増対策特別委員会議事要録(昭和三九・九・二四)……………一九
- 13、組織整備特別委員会議事要録(昭和三九・九・二五)……………一九
- 14、第一回科学技術行政特別委員会議事要録(昭和三九・一〇・二四)……………二〇

二、要望書・意見書等

- 15、役員会議事要録(昭和三九・九・二五)……………二〇
- 16、第七回大学運営協議会(昭和三九・六・一六)……………二二
- 17、臨時大学運営協議会(昭和三九・九・二五)……………二三
- 18、臨時行政調査会の「科学技術行政に関する報告」に対する措置について……………二三
- 19、特別会計制度協議会の設置とその後の経過について……………二四
- 20、諸会合(自昭和三九年四月至同年一月)……………二六
- 1、第三十二回総会において決議されたもの……………二八
- A、学生急増対策に関する要望書……………二八
- B、国立大学教官の給与改善に関する意見書及び要望書……………二九
- 2、臨時行政調査会の「科学技術行政に関する報告」に対する申し入れ書……………三三
- 3、臨時行政調査会の「科学技術行政に関する報告」に対する当協会の意見書……………三三
- 4、臨時行政調査会の「科学技術行政の改革に対する意見」答申に対する当協会の要望書……………三五
- 5、教員養成のための教育課程の基準の案に対する当協会の意見……………三五
- 6、国家公務員の欠員不補充に関する要望書……………三六

三、資 料

1、特別会計制度協議会関係	三〇八
A、特別会計制度協議会設置についての会長及び文部事務次官の申し合わせ	三〇八
B、特別会計制度協議会運営方針	三〇八
C、国立学校特別会計制度の改善および運営上の問題点	三〇九
2、組織整備関係	三〇九
A、国立大学協会の組織整備方針案	三〇九
B、国立大学協会会則改正案	三〇〇
C、大学運営協議会規程中一部改正案	三〇三
3、大学志願者急増期間中における大学の拡充整備について (文部省説明資料)	三〇四
4、一般教育等改善の問題点(大学基準等研究協議会)	三〇四

四、そ の 他

1、大学設置審議会委員の交替について	三〇八
2、罹災大学に対する災害見舞について	三〇八
3、国立大学協会分室開設について	三〇八
4、会報増刷について	三〇八
5、寄贈図書	三〇九

五、諸 規 程

1、国立大学協会会則	三〇〇
2、大学運営協議会規程	三〇一
3、大学運営協議会規程実施細則	三〇三

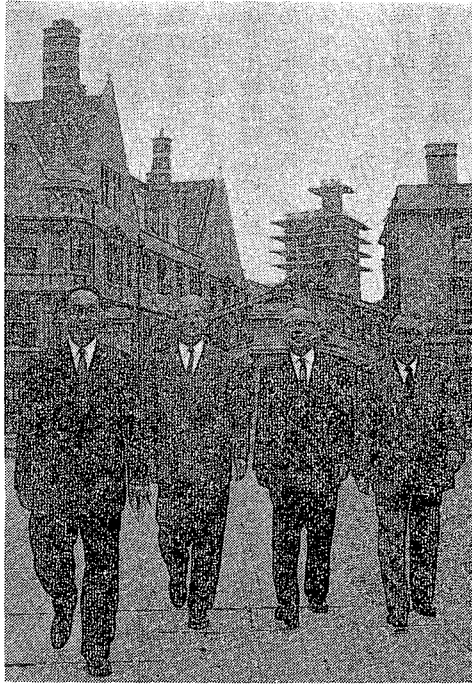
六、役員、委員名簿

1、国立大学協会役員	三〇四
2、常置委員会	三〇四
3、組織整備特別委員会	三〇五
4、一般教育特別委員会	三〇六
5、学生急増対策特別委員会	三〇六
6、新設大学拡充特別委員会	三〇六
7、科学技術行政特別委員会	三〇六
8、大学運営協議会	三〇七
9、大学運営協議会問題点検討小委員会	三〇七
10、各常置委員会専門委員	三〇七

イギリスの大学の近況

京都大学総長 奥田 東

今年の夏、イギリス政府の招待を受けて、東北大、広島大、九大の三学長のお伴をして約一ヵ月間イギリス各地を旅行し、主として大学の事情を視察した。全般として感じたことは、政府が大学教育に力を入れ始めたことと、独創的な構想で特色のある新しい大学が新設されつつあることである。



UNIVERSITY CITY OF OXFORD
the guardangle of Clarendon Buildings with
the tower of New College in the background.

日本と同じように、大学の学生数は年々増加の傾向にあり、一九六二～三年は一一七、〇〇〇名で、これは第二次大戦前の約五〇、〇〇〇名に比べると二倍以上であるが、それが一九六六～七年には一五〇、〇〇〇名になり、さらに一九七三～四年には一七〇、〇〇〇名になるものと予想されており、その対策がたてられている。

現在（今年六月発表資料）イギリスには、新旧合せて二六の大学があり、その他にカレッジが沢山ある。カレッジといっても種類が多く、たとえば、オックスフォード大学も二〇以上のカレッジで構成されているが、ここでは大学を構成するものでない独立したカレッジのことであるが、教員養成関係が一五〇、工業技術教育関係が五〇〇以上もある。

この工業技術教育関係のカレッジの中にも種類が多く、夜学で週一～二日通うものから全日制で三～四年通う大学程度のものであり、一つのカレッジで、いろいろの程度のカレッジを持っているものもある。われわれの訪れたナビアーカレッジ、これはエデンバラ市にある新設のものであるが、全日制コース、サンドウィッチコース、週に一日通学するコース、週に三晩通学するコースの四コースがあった。

このサンドウィッチコースというのは、半年は工場などに勤め、次の半年はカレッジに通学して講義を聞いたり実習したりして工場に戻り、また半年してからカレッジに通うのを三～四年繰り返すのであって、すでに職場にある者を再教育して、産業界の技術革新を進めて行こうとする面白い制度である。実習が主体で、その設備は立派なものであった。そして、このコースを経た者にも、成績の特に優れた者にはロンドン大学から学士号が授与されるそうで、わが国でも考えてみるべき制度だと思ふ。

大学には、国立私立の区別はなく、設立の歴史からいうと、全部が私立であるが、経費の大部分は国費でまかなわれている。大学助成金委員会というのがあって、その委員は学界および財界の有力者の中から政府が任命した者であるが、各大学は五ヵ年計画をたてて、この委員会に予算を要求し、委員会はそれを取りまとめ政府と交渉して予算をとり、それを各大学に分配する。計画には詳しい内訳を必要とするが、委員会から大学に配分される場合には総額のみが通知され、大学ではそれによって使っていくことであつた。

この委員会から配分される経費は、年々増額され、大学によって比率はちがうが、全体としては、総予算の七〇％に相当するということであり、また、大学生の九〇％は、国あるいは地方団体その他の奨学金を受

けているようで、これらのことからみても、政府が大学教育に力を入れていることがわかる。

大学は、その組織と運営からみて、六種類に分けることができる。第一はオックスフォード大学とケンブリッジ大学であって、学生数はそれぞれ約九、〇〇〇名であり、第二はロンドン大学で、二三、〇〇〇名の学生がいる。そして、この三者は何れも沢山のカレッジから構成されていて、歴史も古く、いろいろの意味で一流である。

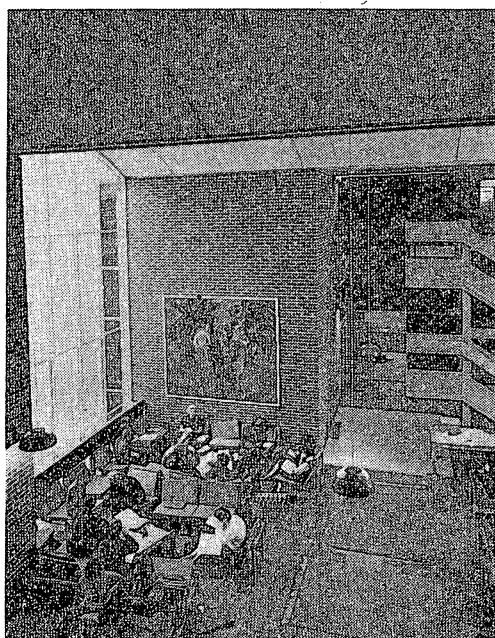
第三は古い地方大学、たとえばマンチェスター、リード、ブリスなどの大学であり、第四はウエールズ大学で、四つのカレッジと一つの医学校からできており、それらがウエールズの各地に散在しているが、学生数は合計八、〇〇〇名で一流大学に次いで大きい。

第五は第一次大戦前後にできた、リーディング大学、ノッティンガム大学など比較的新しい大学であり、第六が、一九五八年以後に新設された、サセックス、イーストエンジェル、ヨーク、ケント、エセックス、ワルウィック、ランカスターの六大学である。

そして、一九六二～三年の学生数の分布をみると、人文科学系二七％、純科学系二八％、工学系一四％、医学系一三％、社会科学系一三％、教育学系三％、農学系二％で、工学系が案外少ないが、これは前記のカレッジで補なっており、その質の向上に努力しているようである。

われわれは新設大学の一例として、サセックス大学を訪れ、その施設をみるとともに、教官と話し合う機会を得た。この大学は南海岸にあるブライトン市の東約五キロのところであり、敷地面積は二四万坪で、僅かに起伏があり、森と芝生に囲まれた、すばらしい環境である。創立は一九五八年で、一九六一年の一〇月に最初の学生五〇名を入学させ、一九六二年には約四〇〇名となり、さらに、六四年には一、三〇〇名に増大し、六七年には三、〇〇〇名にする見込みだということである。

この大学の組織には、他にみられない特色がある。名称を正確に翻訳することは難かしいが、判り易くするために、なるべく日本で使っている名称に訳したので、その点お許し願いたい。次の八学部を作る予定である。



SUSSEX UNIVERSITY
A corner of the spacious Junior
Common Room.

イギリス・アメリカ学部

ヨーロッパ学部

アフリカ・アジア学部

社会学部

教育社会学部

基礎科学部

応用科学部

生物学部

そして、たとえば、ヨーロッパ学部には、英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、歴史、哲学、経済、政治および社会学、地理学、国際、宗教の専攻に分かれており、フランス語専攻学生は第三年目にフランス語を話す国に行つて論文を書き、同じくドイツ語専攻学生はドイツ語を話す国へ、またロシア語専攻学生も原則としてソ連へ行つて論文を書くことになっている。

また基礎科学部には、化学、理論化学、数学、物理学、数理物理学、哲学および科学理論の専攻がある。応用科学部には、応用物理学、電気

工学およびエレクトロニクス、材料学、機械工学の専攻がある。

このように既設の大学とは学部構成がちがっている。新旧両方の比較について話し合ったのであるが、サセックス大学の教官の意見としては、どちらも必要であって優劣はない。学問は境界領域における、関連する分野の共同研究によって発達するものであるから、このような新しい構成の大学があってもよいのではないかということであった。真にもっともである。そして、そういう考えの大学の設立が可能であり、その卒業生が社会に受け入れられる国情をうらやましく感じた次第である。

都市から離れているので、学生の寮も立派なものが作られつつあり、控え室、食堂など学生の生活環境の整備にも留意していた。新設するならば、物まねでなく、新しい構想で、しかも十分に準備して立派なものを作ろうとする態度は、日本でも学ぶべき点であろう。

一、事業報告

1 役員会議事要録（第三十二回総会第一日）

日時 昭和三九・六・一七（水）午前九時半

場所 日本学術会議控室

出席者 会長、両副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員長

大河内会長主宰の下に開会

一、議事日程について

会長から、第三十二回総会の議事日程について説明があり、承認された。

二、特別会計制度協議会設置について

会長から、特別会計制度施行に伴う文部省側と国立大学協会側とによる協議組織の設置については、その後文部省と折衝を重ねた結果、おおむね成案を得たので本件を総会に提案し、その承認を求めたい。名称、構成等は申し合わせのとおりであるが、このうち国立大学協会側の構成員としては、第六常置委員会委員長のほか、会長または副会長とあるのは在京ということから会長とし、会長指名の学長としてはそれぞれのご専門をも勘案して黒沢横浜国立大学長、増田一橋大学長、服部福島大学長、四方岐阜大学長、大山東京工業大学長の五氏にお願いしたいと考えている旨の説明があり了承された。（三八頁参照）

三、組織整備方針案について

会長から、右についてはかねてから組織整備特別委員会で各大学の意見を求め検討中であったが、この程別掲のとおり組織整備方針案として会則改正の問題点がまとまったので、これを総会に報告のうえ協議願うこととしたい。なお、本案についてはこれをさらに各大学で検討願ひ、その結果に基づいて十一月の総会で決定する運びとしたい旨の説明があり、了承された。（別掲三九頁参照）

四、各種要望書類について

本総会に提案される要望書等で、現在事務的に判明しているものとして次のとおり披露された。

(一) 国立大学教官の給与改善に関する意見書

(二) 大学入学志願者急増に関する要望書

(三) 予算編成に関する要望書

(四) 「科学技術行政に関する報告」に対する申し入れ書

五、学長会議議題について

会長から、文部省主催の学長会議における質問事項について事前に判明しているものがあれば、その議題と質問者名を連絡してほしいとの文部省側の要請があるのでご協議願ひたい旨を述べ、一応昼食時に役員会で再協議することに了承された。

六、図書館の改善に関する要望書について

図書館長会議から図書館の改善に関する要望書が提出されているので、一応報告しておきたいとの石橋理事からの発言があった。

2 理事会議事要録（第三十二回総会第二日）

日時 昭和三九・六・一八（木）午前十時四十分

場所 日本学術会議控室

出席者 各理事

大河内理事主宰の下に開会

一、会長の選出について

大河内理事から、互選の方法について諮り、単記無記名の投票によることと決定した。

ついで各理事により投票の結果、大河内理事が会長に選出された。

二、副会長の選出について

副会長についても投票によることを確認し、二名連記による投票の結果、奥田、杉野目両理事が副会長に選出された。

三、監事について

監事は慣例として一橋、神戸の両大学長にお願いすることになっているが、専門がその方面の方とも限らないので、そのような慣例は必ずしも適当ではないとの発言があり、会長から、秋の総会で会則の改正を審議願う予定であるので、その際検討したいとの回答があった。

四、常置委員会の構成について

会長から、会長、副会長が決定したので常置委員会の構成員について検討をお願いしたい。なお、従来の方式により事務的に一応の案を作成してお手許に配付したのでご覧願いたい旨を述べ、事務局長から、補足して、各学長のご希望を尊重したこと、ご希望が特になかった方は従来どおりの委員会の委員にお願いすることとし、特別会計制度協議会の構成員になられている方は第六常置委員会の所属としたこと等案作成についての説明があった。

これに対して、第七常置委員会は所属委員が学芸大学長に偏しており、好ましくないが、希望者が得られない点も勘案して専門委員を委嘱するなり、あるいは従来の所属委員会は一学長一つに限るとの規制をゆるめて他の常置委員会の委員を兼ねることができるとしてはどうかとの発言があり、会長から必要のある場合は他の常置委員の方が出席されることは差し支えないとの意見が述べられた。

3 役員会議事要録（第三十二回総会第二日）

日時 昭和三九・六・一八（木）午後零時半

場所 日本学術会議第二会議室

出席者 会長、両副会長、各理事、各監事、各常置委員会委員長
大河内会長主宰の下に開会

一、印刷物配付の申し入れについて

会長から、日本教職員組合より各会員あて印刷物を配付してほしいとの申し入れがあるので、前回の取り扱いと同様会場に置き、自由に持ち帰っていただくことにしたい旨を述べ、了承された。

二、学長会議議題ならびに発言者について

会長から、明日の文部省主催の学長会議の際大学側から提出する議題として重要なものが落ちたり、また、重複したりすることがないよう発言者を含めて予め調整して置きたい旨を述べ、異議なく原案どおり了承された。

三、図書館の充実に関する要望書の取り扱いについて

会長から、右については一応第一常置委員会で検討願った上、必要があればそのための特別委員会を設けることにしたい旨を述べ、了承された。

四、科学技術行政に関する報告について

本田第一常置委員会委員長から、右につき委員会で検討の結果、申し入れ書については字句を一部修正の上総会の承認を得て臨時行政調査会長あて提出すると共に、同会長に会見を申し入れ、できるだけ早く懇談の機会を作る一方、専門委員を委嘱して報告の内容についての検討を行ないたい。なお専門委員としては東京工業大学森川教授、東京大学武藤教授のほか、東京大学の西脇教授にお願いする予定である旨の報告があり、了承された。

五、国際交流について

会長から、中華人民共和国、朝鮮人民共和国等国交未回復国との間の学術交流については、種々の制約があり、渡航期間の休暇扱いの制限、経費負担の制限等多分に一方交通的なものがある。これらの問題を検討し、その改善促進をはかってほしいとの要望があるので、本件の検討方をとりあえず、この種の国内問題を扱っておられる第五常置委員会にお願いすることとした旨を述べ、了承された。

六、要望書の提出と記者会見について

会長から、本日の総会終了後、学生急増対策要望書と教官の給与改善意見書を文部大臣に手交し、その後記者会見をする予定であるが、その際、科学技術行政に関する件および会則改正の審議状況についても触れることにしたい旨を述べ、了承された。（二八頁二九頁参照）

七、特別会計制度協議会構成員について

会長から、右については昨日ご了承願ったが、本日の役員改選の結

果、杉野目第六常置委員会委員長が副会長に就任され、一応本協議会の構成員から外れることになったが、同学長は、長らく第六常置委員長をされ、経験も深く又本協議会設置当初からの経緯から見て引続き御協力を願うのが適当と思われるので、改めて杉野目学長を副会長としての立場でなく構成員に加えることを、ご了承願いたい旨を述べ、異議なく了承された。

4 第三十二回総会議事要録（第一日）

日時 昭和三九・六・一七（水）午前十時

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

大河内会長議長席につき開会を宣す。

一、議事日程について

会長から、本総会の議事日程について説明があり、原案どおり承認された。

二、会務報告

(一) 学長の交替について

会長から、前総会以後における学長の交替について次のとおり紹介された。

(大学名)	(新学長)	(旧学長)
一橋大学	増田四郎	高橋泰蔵
和歌山大学	斎藤利三郎	後藤清
岡山大学	赤木五郎	服部静夫
香川大学	前川忠夫	大泉行雄

(二) 要望書の提出について

右につき、会長から次のとおり報告があった。

(イ) 前回の総会において決定された国立学校特別会計制度についての本協会の意見書は、総会当日杉野目第六常置委員会委員長と同道し灘尾文部大臣あて提出したほか、その後田中大蔵大臣、自由

民主党三木政務調査会長、衆議院久野文教委員長、参議院中野文教委員長その他関係方面に提出した。

特別会計制度についてはその後文部、大蔵両省の折衝を経て、第四十六回国会に国立学校特別会計法案が提案され、四月三日可決成立本年度予算から実施されることになったが、協会の意見書の趣旨に従って、今回この制度の運用上の重要事項ならびに制度改善上の重要事項について協会と文部省との間に協議会を設けることになった。このことについては、改めて御報告するが、詳細については、後刻第六常置委員長から報告される予定である。

(ロ) また、前回の総会の際決定された講座、学科目等に関する省令制定、特に教員養成を目的とする大学学部についての要望書も、高坂第七常置委員会委員長と同道のうえ、灘尾文部大臣ほか関係官に提出済みである。

(三) 学生急増対策特別委員会の設置について

会長から、このことについてはさきに文書でお知らせしたが、四月二十五日開催の役員会の際、ことの重要性にかんがみ特別委員会を設置することになり、両副会長、各常置委員会委員長および谷川千葉大学長を委員として奥田副会長に委員長をお願いすることになった。同特別委員会設置について追認をお願いしたい。なお、その後の経過については、後刻、奥田委員長から報告されるはずである。

(四) 懸案事項について

懸案事項について、会長から次のとおり報告があった。

(イ) 教官給与改善について

かねて懸案であった教官の給与改善の問題については、第六常置委員会内に小委員会を設けてこれを取扱うこととし、専門委員を委嘱して東大の案を中心に各大学よりの意見に基づいて検討を重ね一案を得るに至った。これについては、後刻第六常置委員長から報告される予定である。

(ロ) 国立大学協会の組織整備について

国立大学協会の体質改善については、組織整備特別委員会に専門委員を委嘱し、これまでの各地区懇談会その他の意見等をもととして検討を進めた結果、このたび同委員会において組織整備方針案として会則改正の問題点がまとまったので、これについて各大学のご意見を伺う運びになった。詳細は後刻黒沢委員長より報告される予定である。(三九頁参照)

(五) 特別会計制度協議会委員について

会長から、このたび文部事務次官との申し合わせ(別掲三資料1のA参照)により、特別会計制度協議会を当協会と文部省との間に設けることになったことは先程報告したとおりであるが、この委員について第六常置委員会委員長その他の方と相談した結果、会長又は副会長のうちから在京ということ、会長が加わるほか、第六常置委員会委員長と、財政関係に近い研究をされている服部福島大、黒沢横浜国立大学長、四方岐阜大学長、増田一橋大学長および自然科学系であり、かつ、単科大学の代表として大山東京工業大学長に、それぞれお願いすることとしたのでご了承願いたい旨の説明があり、異議なく承認された。

(六) 臨時行政調査会の「科学技術行政に関する報告」について

会長から、臨時行政調査会の「科学技術行政に関する報告」に対して国立大学協会としてなんらかの対策を考えなければならぬので、第一常置委員会委員長にお願いしてその対策を検討していただくことにした。詳細については、後刻同委員長に報告をお願いすることとした旨を述べ、了承された。

(七) 役員改選について

会長から、本年は役員改選期になっていたので、日程にも記されてあるように本日午後その改選を行ないたい。

理事は、各地区毎に選出のうえ事務局に報告を願いたい。なお、新理事の決定に引続き新役員会を開いて会長、副会長を選出する予定である。

監事は、従来の慣例により一橋大学長と神戸大学長にお願いする

こととした旨を述べ、了承された。

(八) 各常置委員会の委員変更について

会長から、今回はあらかじめ各学長から伺ったご希望により常置委員会の委員の変更が行なわれると思うが、特に今回は、先程申し上げた特別会計制度協議会の委員の方々には、第六常置委員会に所属していただくことが好都合と考え、そのように取計らいたいのであらかじめご了承を得たい旨を述べ、了承された。

(九) 会報第二十五号発行について

右につき会長から、今回会報第二十五号を発行して、お手もとに配付したのでご願いたい旨の報告があった。

三、大学運営協議会委員長報告

右について、大河内委員長から次のとおり報告があった。

大学運営協議会は、昨年九月二十七日第四回協議会を開催後、委員の一部に変更があった関係もあり久しく開かれなかったが、去る三月十四日(土)第五回の運営協議会を開催し、臨時委員であった東京大学の田中二郎前教授ならびに大河内の代りに東京大学石井照久、大塚久雄両教授を選任し、なお、専門委員として同じく伊藤正己、大内力両教授を委嘱した。また、大学管理運営の問題点(会報第二四号一五頁参照)検討のための小委員のうち、神戸大学福田前学長の代りに金沢大学石橋学長をお願いすることとし、問題点検討の資料につきその収集等の方針に関して協議を行なった。さらに四月二十五日(土)第六回運営協議会においては、主として「社会制度としての大学」について討議し、また、昨六月十六日(火)開かれた第七回の運営協議会においては、主として「文部大臣の権限」の問題について意見の交換を行なった。第六回以降は、以上のとおり原則的なことについて話し合いを行なったが、原則論が終了次第この原則論に基づいて制度論等を検討し、大綱をまとめた方針で進んでいる。なお、運営協議会開催の都度、各地区代表委員から当該地区の状況がそれぞれ報告された。また、このほか三月二十六日(木)には運営協議会の在京委員会、四月二十日(月)には問題点検討小委員会を開催した。大学運営協議会

の詳細については会報をご覧願いたい。

四、昭和三十八年度決算報告について

丁子主事から、決算書および財産目録について説明があり、異議なく承認された。

五、昭和三十九年度予算案について

丁子主事から、予算案についての説明があった後、鶴田事務局長から、教育会館内に事務局の分室を設けることについての報告が行なわれ、予算案については原案どおり承認された。

六、各常置委員会ならびに特別委員会委員長報告

第一常置委員会 石橋委員長

臨時行政調査会科学技術班の「科学技術行政に関する報告案」が昭和三十八年十二月二十五日に出されている。まだ公表されているものではないが、すでに国会等でも論議されており、この報告案は、七人委員会（親委員会である臨時行政調査会）に諮って最終決定がされる予定である。報告の内容は国立大学にとって非常に重大なものを含んでおり、協会としてこれを看過することはできない。よって去る六月十五日（月）第一常置委員会を開催し、この善後策について協議の結果、とりあえず臨時行政調査会佐藤会長宛申し入れをなしたうえ報告書を正式に入手し、専門委員を委嘱してこれを検討すると共に問題点については七人委員会と意見を交換して大学側の危惧を取り除いていくこととしたい旨の報告があった後、報告書中の問題点について概要の説明が行なわれた。

これに対して各学長から、本件処理については慎重な態度と十分な検討が望ましい、大学の研究は基礎研究を主とし、応用面に触れるとしても、それは基礎研究の一環であって、それに統制的な力が加わることは好ましくない等の意見が述べられた結果、佐藤臨時行政調査会長への申し入れ文案については明日の第一常置委員会において、さらに検討のうえ再提案することとして了承された。

第二常置委員会 黒沢委員長

委員会としては、昨年十二月四日（水）、本年六月十六日（火）の

二回開催した。昨年是一般教育特別委員会と合同で開いたが、その際学生急増対策と能研テストの問題が話題となり、学生急増については問題が重大であることから、このための特別委員会が設けられることになったため、第二常置委員会としては、主として入学試験の問題を対象とするほか、一、二期校の問題を検討することに方針が定められた。六月十六日の委員会には文部省の天城調査局長ほか関係官出席を煩わし、主として能研テストの問題について説明を聞き話し合いを行った。能研テストについては、これを採用するか否かは別問題として入学試験を科学的に実施するということは重要な問題なので検討していきたい。したがって、追跡調査についても出来るだけ協力し、そのうえで、科学的な資料が得られればこれを総会に報告することとしたい。以上が第二常置委員会としての態度である。

この報告に対して、大学によっては追跡調査の実施が困難な状況に置かれているところもあるときくが、第二常置委員会が積極的に協力するとの趣旨を文書で各大学に流すことは考えられないかとの発言があり、黒沢委員長から、協力方を各大学へ積極的に申し入れることは控えているが、明日の第二常置委員会で検討のうえ、可となればそのようにしたいとの回答があった。

第三常置委員会 都崎委員長

第四常置委員会と合同で二回にわたり委員会を開催した。まず、三十九年度予算において八大学に学生会館が認められ、従来のもので合わせて十九大学となったほか、それぞれに運営費がつくことになった。また、運動施設等も認められた。奨学金関係では特に大学院学生の分が増加した。本年度認められなかったものとしては、教養部の補導教官の増員、保健センターの設置等がある。

四十年年度予算の目標としては、教養部に一学科程度の補導担当教官の配属を要求するほか、学生会館についても継続して要求することとなっている。寮については、これを経済上の要求として考えるか、教育のためのものと考えるかについて議論があったが、今後の整備方針としては、改築に主眼を置いて十年計画で整備されることを希望して

いる。その他サークル活動の施設拡充等については、各大学の要求の基準を定め、年次計画により要求することになる予定である。また、奨学金増額の問題は、今後も引続き要求される予定である。なお、急増対策についての要望書において、厚生補導に関する項が除かれたことは残念であり、機会あるごとに各学長から当局に、その必要性を強調してほしい。また、九州大学で開催される厚生補導職員の研修会には、国立大学からの参加が少ないので、なるべく多くの職員を派遣されるようご協力願いたい。

〔第四常置委員会 遠城寺委員長

前回、その設立についてお知らせして置いた全国大学保健管理協会が一昨日発足し、会長に奥田京都大学長、副会長に遠城寺が選任された。第四常置委員会としては、委員全員が入会して理事としてこの協会を推進していくようお願いしたい。いずれ文書をもってご披露申し上げるが、総会ならびに研究会を十月二十三、二十四の両日長崎大学で開催する予定である。

次に、保健センターについては、本年は是非予算化されるよう努力するとともに、各大学の実情に即した保健施設の充実をはかりたい。

以上の報告に対して、各大学の実情に即した保健施設という点について文部省では昨年は反対された経緯もあるので、よく連絡の上努力願いたいとの発言があった。

第五常置委員会 赤堀委員長

昨日開催したが、従来からの関係で新設大学に大学院を設置することに力を注いできたが、一昨年、昨年と続けて関係方面に要望書を提出し、働きかけた結果、幸いに相当数の大学院が新設され、現在約四分の程度の大学に設けられている。しかしながら、大学院設置については、なお、各大学の要望が強いので、本年も引続き努力したい。要望書については秋の総会でご審議願う予定である。

大学間の協力としては、一般教育の問題が話題にのぼり、各地区内の協力が必要ではないかとのことであった。

第六常置委員会 杉野目委員長

前総会以後委員会を三回開催すると共にその間五回にわたり専門委員会小委員会を開き、学校特別会計制度、教官の給与改善、明年度概算要求事項等の諸問題について検討を行なった。

(一) 学校特別会計制度について

本年度から国立学校について特別会計制度が施行され、これに関する法律等も制定されたが、前総会において本協会が要望した意見がそれらの法律等ほどの程度とり入れられたかを検討するため、専門委員を煩わして詳細に調査を行ない、別冊「国立学校特別会計制度に関する国立大学協会の意見に対してとられた措置」のとおり、対照表としてまとめられたのでご覧願うと共に内容については武田専門委員に説明を伺うこととしたい。なお、本制度の施行に伴う特別会計制度協議会の委員等については、先刻会長から報告されたとおりである。

以上の報告に続いて武田専門委員から、前記対照表により本協会の要望が関係法令等ほどの程度盛り込まれたか、また、どのような問題が残っているか等について詳細に説明があった。

これに対して、収入の主なものは附属病院と思うが、ベッド数がアンバランスであり、ベッド数が少ないと収入が上らない。よってベッド数についての基準とでもいべきものを作ってほしいとの発言があり、委員長から、特別会計制度協議会の際検討したいとの回答があった。

(二) 教官の給与改善について

委員長から、本件の専門委員である加藤東京大学教授を紹介し、同専門委員から「国立大学教官の給与改善に関する意見書(案)」(別掲二要望書・意見書等1のB参照)について、次のとおり説明があった。

この意見書(案)は、先に各大学にご披露した本件に関する東京大学の案を基礎とし、さらに、この案に対して寄せられた各大学のご意見及び全国国立大学教官待遇改善連合懇談会の要望書を参考に、必要な修正を加え作成されたものである。起草に当たっては、我

々の理想を示すとともに、実現性のあるものとの考え方に立ち、教官の給与の在り方の大筋について述べた。なお、各大学から寄せられたご意見中、税の減免に関するものおよび公務員宿舍増築についての要望は、今回の給与問題とは別に検討されるべき問題であるので、本意見書(案)では触れないこととしたのでご了承願いたい。以下原案(東大案)と意見書(案)の相違点すなわち修正を加えた点の主なものは次のとおりである。

(イ) 俸給表について

別表のとおり三十九年四月を基準として金額を修正するとともに、ほぼ五年きざみとして大要を記した。一、二等級初号俸の経験年数を実情に合わせて修正した。

(ロ) 大学院担当教官の俸給の調整措置について

定額制にせよとの主張を、「現在の給与のカーブが根本的に改められないかぎり」との条件を付して定額制を主張することに修正した。なお、二、五割程度としてあったこの額を、具体的な数字は記さぬことに改めた。

(ハ) その他

「大学教官の給与改善の現実的必要性」の項中に、新たに第三として超過勤務手当、管理職手当相当額についての配慮を要望した。このほか、表現等について修正を加えた。以上の説明に対して、給与面での格差の撤廃、抜てきについての配慮、判、検事の俸給との比較、危険手当の問題等について質疑が行なわれた後、本意見書(案)について原案どおり承認された。

(三) 明年度の予算要求に見合う要望書の取り扱いについて

国立大学法、経、商、経営学部長会議から、調査費、研究費に対する課税免除についての要望書提出について申し入れがあるが、前記のとおり給与改善に関する意見書を関係方面に提出する矢先でもあり、時期として適当でないのしばらく見送るのがよいのではないかと考える。また、概算要求に関連して重点事項となるべきものを各大学に照会したが、回答は少なく従来の要望事項を再提出され

たいとの意見がほとんどであった。したがって、従来の三本の柱と共に急増対策に関する要望事項からもれた分についてご意見を伺った上でしかるべく処理したい。

以上の報告に対して、法、経、商、経営学部長会議からの申し入れについては、その取り扱いを委員長に一任されたほか特に意見はなかった。

組織整備特別委員会 黒沢委員長

大学運営協議会を設けるに当って、各大学から寄せられたご意見中に、国立大学協会自体の体質を改善すべきであるとの意向が強かったので、協会の会則の改正等を目標にこの特別委員会が発足した。その後地区の懇談会等を通じて、各大学のご意見を伺い検討を重ねてきたが、五月十五日委員会を開催して、東京大学辻、雄川両教授、一橋大学田上教授、東京教育大学青野教授の四氏を専門委員に委嘱し、黒沢、奥田、本田、増田各委員による小委員会を設けることとした。当日は以上のほか、本件の審議日程について協議し、さらに問題点について自由討論の上、問題点(案)の作成を小委員会に付託することを決定した。ついで、六月一日及び二日の両日小委員会を開催し、問題点(案)作成についての基本方針を検討するとともに、組織整備方針(案)としての原案を作成した。また、昨六月十六日に委員会を開催して小委員会作成の原案を審議し、お手許に配付した「国立大学協会の組織整備方針(案)」を得た次第である。本案は、これを各大学でご検討の上、そのご意見に基づいて会則等の改正案作成に着手する予定であり、以下審議日程により手続きを進め、十一月に予定されている第三十三回の総会において会則の改正をご決定願うこととした。なお、国交未回復国との学术交流については、第五常置委員会に、国際間の協力に関する問題として検討をお願いすることとした。以上の報告に続いて雄川専門委員から、案の各項目についてその趣旨等の説明が行なわれ、これに対する質疑応答ならびに意見の交換が行なわれた結果、「三、協会の機関」中「C委員会」の「III」の表現を「委員会が教員の意見を求める」という形に改めるために再検討す

ることとされたほか、審議日程を含めて了承された。(三九頁参照)
学生急増対策特別委員会 奥田委員長

四月二十五日に開催された役員会において本委員会の設置が決定され、本件に関する検討を行なってきたが、四十年度の予算に反映させる必要があることから作業を急ぎ、ために各大学のご意見を十分に伺う暇がなかったことをご了承いただきたい。五月十六日、六月三日の二回にわたり委員会を開催して検討の結果、要望書についての一応の案を作成し、これを各大学にお示しして検討方をお願いした次第である。各大学のご回答は概ねその趣旨にご賛成のようであったが、六月十五日の委員会において、さらに検討し、お手許に配付した要望書(案)のとおり立案した。なお厚生、補導に関する事項を原案より削ることとなった。

以上の報告に対して、学生増募の必要数を十万人と推定した根拠、国立大学の増募目標等について質疑があり、さらに厚生、補導に関する事項を復活すべきである。要望書は重点的に事項をしぼり得る限り簡潔な文書がよい等の意見が述べられた後、表現その他文章の修正については、会長、副会長および委員長に一任することとして了承された。

一般教育特別委員会 本田委員長

本委員会は、当協会が去る昭和三十六年十一月に採択した一般教育特別委員会の報告の内容の実現を促進するために設けられたものであるので、文部省関係官の出席を求め七回にわたり協議を行なった。まだ最終的のものではないが、主要点を要約すれば次のとおりである。

(一) 管理運営組織の確立、特に制度化について

一般教育については、全学的な責任体制において欠陥がある。教養部として制度化するなどいずれにしても全学的な運営組織が望ましい。

(二) 担当教官について

教官の不足は速かに充足する必要がある。又総合コースの実施、相互連絡、全国的研修と協力等、専門委員を委嘱して検討する必要

がある。

(三) カリキュラムおよび単位について

単位については弾力性がほしいとの意見であるが、目下大学基準等研究協議会が本件について検討を行なっているので、同協議会とも連絡をとりつつ、その審議結果を注視してゆきたい。

(四) 学生急増の問題も、それらの学生の入学最初から関係するのは一般教育であり、このための教職員の充実など急増対策の初期についての討議を行なった。

新設大学拡充特別委員会 藤岡委員長

昨日第一常置委員会との合同会議を開いたが、この際特に報告することはない。

以上をもって各委員会の報告とこれに対する協議を終わり、日程中の役員改選は時間の関係から第二日目に行なうこととして第一日目を終了した。

5 第三十二回総会議事要録(第二日)

日時 昭和三九・六・一八(木) 午前十時

場所 日本学術会議講堂

出席者 各国立大学長

大河内会長議長長席につき開会を宣す。

一、役員選出について

会長から、役員選出のために総会を一時休憩し、その間各地区ごとに理事を選出願った上、新理事会において会長、副会長を選出することとしたい旨を述べ、十時十分総会は一時休憩に入る。

十一時十五分総会を再開

大河内新会長議長長席につき、まず事務局長から新理事の紹介が行なわれた後、会長から次のとおり報告があった。

会長、副会長については、新理事により互選の結果、会長に大河内、副会長に奥田、杉野目両理事が選出された。

各常置委員会の構成員については、各位のご希望に基づき事務局において、一応の案を作成の上理事会で検討の結果、お手許に配付した表のとおり決定した。なお、従来各会員は第一から第七までのいずれか一つの常置委員会に所属する建前とされていたが、各常置委員会の分布が必ずしもバランスがとれておらず、それだけでは十分でない点もある。他の常置委員会の委員を兼ねることも考えたい。

監事は従来の慣例から一橋、神戸の両大学長にお願いすることとしたが、これについては、両学長のご専門が常に経済畑に限られているものでもなく、あまり特定の大学に固定することは好ましくないとの意見があるので、会則改正の際検討したい。

二、特別会計制度協議会構成員について

初めに会長から各常置委員会新委員長を紹介された後、関連して、本日の各役員改選の結果、昨日ご了承願った特別会計制度協議会の本協会側構成員中、第六常置委員会委員長としての杉野目北海道大学長は副会長に就任されたが、従来の関係から引き続き同氏に協議会に加わっていただくことに本日の役員会で了承されたので、そのようにしたい旨を述べ、了承された。

三、各常置委員会所管事項報告

第一常置委員会 本田委員長

昨日ご協議願った際のご意向に基づき、「科学技術行政に関する報告」について、さらに検討を重ねた結果、臨時行政調査会佐藤会長に對する申し入れの文書(別掲二要望書・意見書等二参照)については、語句の一部を修正したのでご意見を伺いたい。なお、今後の対策としては前記文書による申し入れをなすと共に、早急に佐藤会長との懇談の機会が得られるようにしたい。さらに報告そのものについても専門委員を委嘱して詳細に検討を行ない、慎重かつ時機を失しないように策を講じてゆきたい。

以上の報告ならびに提案に続いて会長から、本件は国立大学側にとって重大な問題であるから、時機を失しないように、同時に慎重に対処したい。場合によっては一常置委員会というより、もう少し大きな

役員会との合同会議等を開催することも考えられるのでお含み置き願いたい旨を述べ、本件については提案どおり承認された。

第二常置委員会 長谷川委員長

第二常置委員会としては、従来からの問題を引き続き進めてゆくことを確認した。

これに対して、入試における一、二期校の区分については当該大学の選択にまかせていただくよう配慮願いたいとの発言があり、委員長から、その問題も並行して検討したいとの回答があった。

第三常置委員会 都崎委員長

明日の学長会議の際、厚生補導における当面の問題として述べべき事項について意見を交換した。話題になった点としては、次のようなものがあげられる。

- (一) 寮『入寮者の選考および日常の運営等寮の管理運営の諸問題と寮費(低廉であるということだけでよいのか)の問題』
- (二) 学生会館(名称の問題と運営の問題)
- (三) 生活協同組合と学生指導の問題
- (四) 大学新聞の管理問題

以上の報告に對して、大学相互間の連絡を密にして各種の問題について各大学が歩調を合わせる必要がある等種々意見の交換が行なわれた。

第四常置委員会 遠城寺委員長

委員会の今後の運動方針について協議の結果、保健センターの設置など健康管理制度の拡充を強く推進すると共に、並行して実情に即した施策を進めてゆくこととした。各大学も右センターの設置について歩調をそろえて予算要求されるようお願いする。また、センター設置に当っては、医学部のある大学が医学部のない大学に協力してくださるよう特にお願する。

なお、昨日の委員会報告中、全国大学保健管理協会が発足したと申し上げたのは誤りで、発起人会ができて設立の手続きが始められたため、これに全面的に協力してゆこうということであるからご了承願いたい。

たい。

第五常置委員会 赤堀委員長

新設大学に大学院を設置するための従来からの要望を引続き推進するとの再確認を行なった。また、大学間の協力については特に教官交流の問題を検討したが、このための予算を各大学から要求していただき、それを協会がサポートしてゆこうということになった。なお、国際間の協力についても会長の要請により本委員会として検討を行ないたい。

以上の報告に続いて各会員から、大学間の横の連絡のための方策、教官交流のための具体的な方策、会報の増刷と配付範囲の問題および国際交流推進上の隘路等の問題について意見が述べられた。

第六常置委員会 黒沢委員長

教官の給与改善に関する意見書（別掲二要望書・意見書等1のB参照）の取り扱いとしては、八月の上旬に人事院の勤告が出るのが予想されるので、従来例にならぬ会長と第六常置委員会委員長および在京委員が人事院総裁、大蔵、文部両大臣、党関係者、衆、参両院文教委員長等を訪れ、意見書を手交してこの趣旨を説明することとした。大学生急増に伴う予算の問題としては四十年度的における一般会計からの繰入れを引上げること、財政投融资の増額をはかること等である。要望書については従来の文教施設整備費、教官研究費及び学生経費の増額の三本の柱と急増に関するものおよび各大学のこれに対する要望事項をとりあげてゆきたい。

以上の報告に対して、待遇改善と共に定員増も考えてほしい。急増対策は恒久的な施策として講座増等は年次的な確約をとってほしい等の発言があった。

第七常置委員会 高坂委員長

従来、常置委員会の委員は他の常置委員会の委員は兼ねない建前になってきたが、第七常置委員会はその構成が学芸大学長に偏しているため、教育学部、学芸学部、文理学部および大学院を持つ他の大学から一名づつ位の参加が得られるよう二つの常置委員会を兼ねる問題を

考えてほしい。また、大学生急増に当って教員養成関係の大学学部は増員しない方針のようであるが、地域によっては増員を必要とする大学もあるので、一率に考えないで実情に即した弾力的な処理が望ましい。なお、急増に関する要望書を提出される際には、右の事情を口頭でもお伝え願いたい。検討中であつた「教員養成のための教育課程の基準の案」がこの程まとめ、関係方面へ配付されるので協力をお願いしたい。

四、学生急増に関する要望書について

会長から、昨日その修正を一任された右要望書については修正案を作成したのでご審議願いたい旨を述べ、案朗読の後修正案どおり、要望書（別掲二要望書・意見等1のA参照）を提出することが承認された。

五、組織整備方針（案）について

会長から昨日の会議において、その修正方について要望のあつた右案中「三、協会の機関」のCのⅢは「適当な方法により委員会は、国立大学の教員の意見を聴くことができることとする。」に改めることとしたい旨の修正案が示され、検討の結果修正案どおり組織整備方針案（別掲三資料2のA参照）が了承された。

六、その他

(一) 図書館の充実に関する要望書の取り扱いについて

会長から、図書館の充実が問題となっているが、その要望もあつたのでこれをどんな形で取り上げるかについて役員会で相談し、とりあえず第一常置委員会で狭い図書館についてでなく、博物館的また資料館的なものも含めて検討願うこととした旨の報告があり、了承された。

(二) 新潟震災について

既報の新潟震災について、会長から、とりあえず新潟大学長あて見舞いの打電をした旨の報告があつた。

(三) 日本教職員組合からの要望書について

右について各学長あて配付してほしいとの申入れがあつたので適

当にお持ち帰り願うこととした。

(四) 教官の給与改善と学生急増に関する要望書について

会長から、右については本日文部省に持参することとしたい。なお、大蔵省、人事院、衆、参両院文教委員長および与党関係者に対する伝達ならびに提出先については会長、副会長に一任されたい旨を述べ、了承された。

(五) 常置委員会を兼ねることについて

会長から、先刻第七常置委員会委員長から要望された、二つの常置委員会を兼ねることについては、第七常置委員会に限らず、建前として、委員会が必要とする場合には、他の常置委員会の委員をその常置委員会の委員にお願いすることができるものとしてはいかがか諮り、提案どおり了承された。

6 第五常置委員会議事要録

日時 昭三九・八・一八(火)午後一時三十分神戸大学々長室

に集合

出席者 赤堀委員長、小塚、佐藤、赤木、松平、藤野、袖木各委員、扇谷専門委員

欠席者 落合、渡辺各委員

赤堀委員長挨拶、主宰の下に開会

一、国交未回復国との学术交流に関する検討については新に委員会を設けることなく、第五常置委員会で取り扱うこととし、交流についての要望書の提出は一応保留することとし、更に総会での論議をきくこととした。

また、国交回復国の大学との交流については姉妹大学の例もあり、外国語で講義をする等の例もあるが、宿舍の問題や、単位の認め方の問題や、言葉の問題等国際学术交流についての問題点について意見が述べられ、種々話し合いが行われた。

また、目下台湾政府から米国に多数の国費留学生が行って居るが、

わが国には非常に少なく、このため日、華両国が将来離れるおそれがあること、留学生の入学試験の成績は、米国の様にその結果を分析して納得の行く様にする事、日本の国費留学生が非常に少いのでそのわくを拡げてほしい等それらの措置方法その他について協議された。

二、国内の大学間の連絡について

教職課程を置いていない大学の学生が、在学中に教職課程をとりたいたいと言う場合に、その対策はどうしたらよいか、臨時に他の大学に委託する様なことは出来ないか等について、協議されたが此の問題は教育実習の関係もあり、応急的、臨時的には出来ない。又大学においては、将来の幹部養成(後継者の養成)が、大事であるが、大学院博士課程入学希望者が定員をオーバーした時他の大学の大学院を希望しても、入学を許可して貰えないので困って居る。このことについては、博士課程を置いて居る各大学で定員を増加するか、入学の時期を二回にするとかして、希望者は出来るだけ大学院に入学出来る様に各大学に協力を求めることになった。

三、一般教育の問題

一般教育は、ドイツでは超一流の学者が担当して居る。また、エール大学では、教授に何年か或期間は教養部の教育を担当する義務を負わしている。わが国でも、定年を延ばしても教養部は強化しなければならぬとする意見が述べられた。

尚、国大協の会報に例えば各大学の事情紹介の記事等も載せる様にするとういと思うとの発言もあった。

最後に小塚委員より「大学院研究科設置申請状況一覧」が配付された。

7 第一・第二・第七各常置委員会

合同会議事要録

日時 昭和三九・九・二二(火)午前十時

場所 東京大学大講堂北側会議室

出席者 本田第一委員長樋口、篠崎、石橋、三村、福田、田中各

委員、斎藤委員代理玉置教授、伊藤第二委員長代理、小川、久保、大倉、久米各委員、高坂第七委員長、北川、城戸、野尻、小木曾、稲荷山、玖村、草場各委員

開会に先立ち、高坂第七常置委員会委員長から、本日合同委員会が開催されるに至った経緯について説明があったのち、本日の審議を進めるため本田熊本大学長を委員長に推薦し、議事に入った。

最初、丁子主事より、さきに教育職員養成審議会会長から、照会があった「教員養成のための教育課程の基準」について、去る八月十七日付をもって各大学に対し、これについての意見を照会したが、その回答が集ったので、その状況について報告があった。

次いで、高坂第七常置委員会委員長より、教育職員養成審議会々長として教育課程基準案の全般的な問題についての経緯について、

『教員養成制度の改善について、昭和三十三年に中教審が出した、「国が基準を定める」構想が、封鎖制であるとの故をもって論議を生み、これに対して開放制の立場をとるべきだとの意見が出され、更に開放制の立場をとりつつもある程度の枠を設ける考えから、最少限度に必要な基準を設けて資格を与えようとする構想が浮んで来ている、』旨説明があつて、教員養成のための教育課程の基準について、審議が進められ、忌憚ない意見が交換された。

論議の中心となつた主な問題点ならびに意見は、おおむね次のとおりである。

一、問題点

- 1、基準を作る必要の有無
 - 2、基準を作る過程の在り方
 - 3、基準の内容
 - 4、基準と教員免許との関係
 - 5、基準と大学設置基準との関係
- ## 二、主な意見

1、基準は必要であるが、それを定める過程に問題がある。

2、基準そのものは、細部にわたることは実情に沿わないのみならず在り方自身についても問題があるので大綱にとどめるべきである。

3、基準は大まかな枠組みにとどめ、細部は大学の実情に即しての決定にゆだねるべきである。

4、大学の教育課程は、大学の自主的な研究と努力によって改善充実を図るべきものである。

5、基準案は、開放制を維持するようでありながら、封鎖制に向かう心配はないか。

6、教員養成を主とする大学と一般大学との間の差別が大き過ぎることとは問題である。

7、教員養成のために、二段階の基準を設ける構想は、教員全般の資質の向上を阻害する結果となる心配がある。教育職員免許法の上に立って、それぞれの個性に適合した自主的な課程を編成するたてま

えがよい。

8、一般の大学の範ちゅうから逸脱するような封鎖的な特定大学を設ける構想は、固定化された教育が行なわれる心配がないか。

9、一般教育については、なお検討されたい。

最後に、委員長から本日の討議に基づき本委員会の意見を取纏めた結果、

1、教育課程の基準を制定することには異議がないこと。

2、基準の内容は余り細部にわたるべきでないこと。

3、教員養成大学及び学部設置の基準も、他学部の基準と同様目下検討中の対象とすべきこと。

4、教員養成のための教育課程の作成も学術研究の面に留意すべきこと。

5、一般教育において教職教養に偏すべきでないこと。

6、他学部卒業生と学力の格差を来さぬよう留意すること。

7、他の学部卒業生に対しても、教員資格を得るため、過重な負担をかけぬようすべきこと。

の趣旨としてはいかかとの原案を提出され、字句については三委員長に一任し、意見書を作成することとして、了承された。

(注) なお、意見書については成案(別掲二、要望書・意見書等の5参照)を得て、昭和三十九年九月二十五日の役員会の了承を得同月三十日教育職員養成審議会会長宛回答し、同日付で各国立大学長宛この旨を報告した。

第三・第四各常置委員会合同会議議事要録

日時 昭和三九・一〇・一九(月)午前十時

場所 東京大学大講堂北側会議室

出席者 都崎、遠城寺各委員長、横田、妻木、三輪、森沢、浅井、萩原、関根、水野、岡田、野村、佐藤、和泉各委員、星、村上、小林、長谷川、京野、山岡、山田、浅川、林(代垂水)、坂井、田原、村尾、宮田、阿部、鬼山、小倉各専門委員

文部省 笠木学生課長、山中課長補佐

欠席者 児玉、大坪、三浦、石津、井上、市川各委員、佐々木専門委員

都崎第三常置委員長主宰の下に開会

都崎委員長から本日は、厚生補導施設設備の整備基準案につき文部省から説明を願ひそれに基づいて各委員の意見を伺いたい旨述べられ、つづいて笠木学生課長から本年六月開会の本合同委員会において協議決定した在京の専門委員の協力の下に原案を作成し、本年九月中に原案について各専門委員の意見を書面をもって徹し別紙のよな基準に関する成案を得るに至った旨の経過報告、更に基準案およびその関連事項についての概要更に基準案の各項目内容等につき逐条的に詳細な説明があつて、この基準案が四十年年度予算に如何に反映するかについては別に考え、国立文教施設十年計画の中で補導関係施設としては、本案に基づいて実施するつもりであるが、一応体育関係の施設設備については体育局の意見

を、その他の設備については、教育施設部の専門的意見もそれぞれ徴するようにしている旨の説明が行なわれた。

これに対し学生会館の名称を大学会館というような表現にして欲しい旨の要望があり笠木学生課長から、この施設の機能的面から予算科目上の名称を使用しているが、大学の方針で適当な名称をつけることは差支えない旨の回答があり、都崎委員長からも予算科目上の意味は了解できるが、それぞれ種々の事情もある関係で特にそのような配慮をして欲しい旨が述べられた。又、保健管理センターを健康管理センターとしてはとの意見の提案があり、遠城寺第四委員長からその点については、第四常置委員会で研究検討して報告することとされた。

続いて各委員から基準案の坪数は最低の基準か、或は、標準と考えるかこの基準を概算の方針としなければならないか、又食堂を外郭団体等に運営させる場合内部設備もこの範囲のものは負担すべきか等につき質問があり、笠木学生課長からこの施設の場合は、予算措置をするとき最低限のものと考へており、個々の大学の事情で若干の坪数の流用、他の費用からの繰入による施設坪数の増加は認める方針であるが流用の場合基準案にある他の設備を削除するような転用は認められない。

食堂の内部設備等については外郭団体が運営する場合でも保健衛生上必要なものを考慮しており、又概算要求の際もこの基準を目安として欲しい旨の回答があり、細かい点で若干再考を要する箇所があるがその点は、具体的問題として事務局長、施設部長および学生部長の各会議等で協議していくこととし基準に関する大綱については了承された。

(注) なお、同日の委員会において、当協会からかねて要望していた保健センターの設置について、この際、大蔵省、文部省に重ねて要望する必要があることが述べられ、十月二十日大河内会長、和泉長崎大学長、佐藤弘前大学長、水野島根大学長、村尾第四常置委員会専門委員が小林文部次官、佐藤大蔵省主計局長等関係方面を歴訪し、保健センター設置について強く要望した。

9 第六常置委員会議事要録

日時 昭和三九・一〇・二二(木)午後一時

場所 東京大学大講堂小会議室

出席者 黒沢委員長、小牧、服部、四方、岩村、福田各委員、鶴

田、宮崎各専門委員

文部省 福原人事課長、森主査、菅野施設部計画課長、五十

嵐課長補佐

黒沢委員長主宰のもとに議事に入った。

一、国立大学等の施設整備について

国立大学の施設の整備については、さきに文部省で整備五ヵ年計画を樹ててその整備に努める一方、更に国立大学協会において現施設の実態を具体的に明示して、政府並びに関係当局者によるその窮状を訴えて来たが、学生増員対策とも関連して施設の整備はいよいよ急を要するものがあるので、今年も資料を作成して関係者の啓蒙と理解に資することとし、その資料について、文部省教育施設部計画課長から説明を聴き、①部外者に分り易くして、活用され易い形にすること、②そのためにはなるべく専門用語をさけて、図示や例示で表現すること、を目標に検討を加え、なお、文部省とも打合せの上、最終的に取りまとめ、これを印刷して、政務調査会及び文教部会その他関係当局に説明し、施設整備予算の増額に活用することになった。

二、公務員の欠員不補充について

福原文部省人事課長から去る九月四日の閣議決定の経緯と内容並びにこれに対し各省から不補充打開のため強い要望を行なっている。特に文部省としては、①教官は規制の対象外とすること。②技術職員も補充し得ること。③新規増員・学年進行等に伴う増員についても補充し得ること。④勲奨退職者の補充も行い得ること。等を強く要望している。また緊急の暫定措置として教官については九月四日以前に選考したものであることについて行政管理局の承認を得ていること。海外出張による

休職者等の代員については、これに対し補充し得るよう要望しているが、目下のところ事務系職員の補充は非常に困難である。なお、本件に関する文部省としての要望については文部省作成の「欠員不補充に関する提出資料」を引用して説明があった。

以上文部省人事課長の説明に対して、各委員から質疑応答並びに意見の開陳があり、協議の結果、国立大学協会から要望書を提出することになり、事務局作成の文案を基にして検討の結果若干文案の組替えと字句の修正等があったが、文案の整理は、事務局及び黒沢委員長に一任され、成案を得次第関係方面に申し入れをすることになり、大河内会長・黒沢委員長・大山・増田・服部各委員がこれにあたることになった。

要望書提出先予定

行政管理庁 長官・次官・行政管理局長

大蔵省 大臣・次官・主計局長

内閣 官房長官・副官房長官・審議室長

文部省 大臣・次官・大学学術局長

(注) 要望書(別掲二要望書・意見書等の6参照)。

10 一般教育特別委員会議事要録

日時 昭和三九・九・二二(火)午後二時

場所 東京大学大講堂小会議室

出席者 本田委員長、三村、香川、樋口、伊藤、大倉、小塚、四方各委員

文部省 村山審議官

委員長から、大学基準等研究協議会で検討された一般教育等改善の問題点(別掲三資料の4参照)について審議したいと述べ、各項目を朗読の上、一般教育等改善の目標については結構だが、各大学の事情により弾力性をもたせることはよいが安易なことになり、水準を下げることにならぬようにすべきだという意見があった。

また、教育内容の改善については、一般教育科目を必須二十四単位と限定するところに多少の問題があろう。また、基礎教育科目についても検討を要する。卒業要件としての必須単位数の配分は、最も問題のところだが、人の問題、やり方の問題にもよる。その他医学、歯学進学課程については、この方がよければ寧ろ他のやり方をこれに近づける必要があろう等論議された。

なお、本委員会の性格については、委員長から常に文部省と連絡をとり、その意見が具体的に反映することを主眼としたいと述べ、改めて、確認された。

11 一般教育特別委員会議事要録

日時 昭和三九・一〇・二六(月)午後一時

場所 東京大学大講堂小会議室

出席者 本田委員長、三村、樋口、皇、小塚、赤木、四方各委員

文部省 井内大学課長

本田委員長主宰の下に開会

一、委員長から、本日は文部省井内大学課長から大学基準等研究協議会における一般教育等改善についてのその後の審議について説明願ひ、これにより本委員会としての意見調整を行なっておきたい旨述べ議事に入った。

二、井内大学課長から、一般教育等の説明に先だち、昭和四十年年度予算要求のうち特に一般教育に関連する、①教養部の設置、②一般教育の研究施設の設置、③施設・設備費の増額、④一般教育の学生経費の増額、⑤教養部における自然科学系に助手を配当する、⑥厚生補導教官(組担任教官)の調整額の積算、教官の振替、⑦その他一般教育教官の研究集会の事業費の要求などの諸事項について詳細な報告の後、一般教育等の改善に関しては、大学基準等研究協議会一般教育部会、さらには十三にわたる専門分科会において研究協議が行なわれており、来る十一月十三日の協議会総会に報告する運びとなっているが、その

基本は、中教審の答申及び国大協の一般教育報告であり、現段階の大勢としては次の五点に集約される旨述べ、さらに協議会における詳細な補足説明があった。

1、一般教育、外国語、保健体育の目標を明らかにする。また、その達成のためには教育内容、教育方法について画一にしない。

2、一般教育科目に関しては、現行の履修単位基準を打破し、人文、社会、自然の三つの分野にわたり一定科目以上を履修とするなど、各大学の事情により自主性、弾力性をできるだけもたせる。

3、専門の立場からの要請に対して、基礎教育科目を明確にする。なお基礎教育科目を、専門科目に近く考えるか、一般教育科目に近く考えるか、またどこが担当するかということについては大学に任せ

る。

4、外国語科目では、第二外国語を設けるときはその第二外国語を八単位要求したらどうか、ただし、たとえば高校で英語をやった者が英語を第二外国語とするときは四単位でよいとする意見であり、また保健体育についてはなお問題が残されている。

5、高等学校教育との重複を避けるためには、一般教育等の学力の積み上げを考慮すべきだとしている。

以上の説明に対して種々意見の交換が行なわれ、本委員会としては予算要求については、必ずしも満足とはいえないが、要は作文よりも如何にして実現していくかということであり、各事項についても橋頭堡として是非獲得してほしい。

ロ 一般教育等の改善については、大学基準等研究協議会総会における結論が出たら、国立大学の立場からさらに具体的に検討する。

ハ 来る国大協総会には、一般教育等の改善について本委員会が、これまでどのように実現してもらったか、また今後どの程度推進していくべきかを報告する。

ことに意見の一致をみた。

12 学生急増対策特別委員会議事要録

日時 昭和三九・九・二四(木)午後二時
場所 東京大学大講堂小会議室
議題 昭和四十年および四十一年度における学生急増対策について

出席者 杉野目副会長、本田、石橋、都崎、赤堀、谷川各委員

文部省 杉江大学学術局長、井内大学課長

奥田委員長所用のため、杉野目副会長これを代理し開会

文部省杉江大学学術局長から、本件に関するその後の状況と文部省の「志願者急増期間中における大学の拡充整備」(別掲三資料の3参照)の方針について説明し、今後「学生急増対策」という言葉は、正確な表現でないのを、[志願者急増期間中における大学の拡充整備]としたこと、志願者の見通しについては、進学率の伸び、浪人再志願率、私学の収容力等出来るだけ確実な見通しに立って考えたこと、これは当面の対策であつて、その後の状況如何によつて四十一年度以降の計画は再検討するものであること等詳細な説明があつた。

これに対し各委員から、最近の労働省から文部省への申し入れを中心に、産業界の考え方、学力偏重の是正、賃銀体系変更の問題、設置基準の適用、夜間学部についての各種問題等種々懇談が行われ、本件については、なお、今後の推移を見守ることになった。

13 組織整備特別委員会議事要録

日時 昭和三九・九・二五(金)午前十時

場所 東京大学大講堂北側会議室

出席者 黒沢委員長、大河内、杉野目、増田、藤野、三浦、遠城

寺各委員、石橋理事、辻、雄川、田上各専門委員

黒沢委員長主宰の下に開会

初めに鶴田事務局長から、さきに、各大学へ配付した組織整備方針案(別掲三資料2のA参照)に対する各大学の回答状況ならびに意見の概要について次のとおり報告があつた。

回答のあつたもの……

六十四大学

内訳 原案に賛成のもの……

三十五大学

意見があるもの……

二十九大学

意見の主なもの

総会の公開または傍聴に関するもの……

八大学

常務理事会の性格に関するもの……

七大学

常置委員会の構成に関するもの……

六大学

教員の意見聴取に関するもの……

五大学

地域組織に関するもの……

二大学

その他協会の活動周知方に関するもの

次いで、黒沢委員長より、右の組織整備方針案に対する各大学の意見を検討し、これに基づいて、国立大学協会会則改正案及び運営協議会規程改正案を立案するため、本月十七、十八日の両日本委員会の小委員会及び専門委員会の合同会議を開き、慎重審議の結果お手許に配布した改正案を得たので、審議されたい旨が述べられ、続いて雄川専門委員から別紙会則改正案および大学運営協議会規程中一部改正案(別掲三資料2のB及びC参照)の各条項について詳細な説明が行なわれ、これに対する質疑応答ならびに意見の開陳があつた。その結果、会則改正案および大学運営協議会規程中一部改正案については原案どおり承認され、本日の午後の役員会の了承を得て、同案について各大学の意見をきく為各大学へ送付することになった。

また、今後の審議日程について協議の結果、別紙日程のとおり了承された。

(参照)

組織整備方針案(問題点)及び会則等改正案審議日程

- 1、各大学の意見を求めるため会則等改正案を送付 十月一日(木)
- 2、各大学の意見提出期限 十月三十一日(土)

- 3、小委員会 十一月六日(金)午前十時
各大学の意見を検討し、会則等改正の最終案を作成する。
- 4、組織整備特別委員会十一月二十日(金)午前十時
小委員会作成の会則等改正の最終案を審議し、国立大学協会総会に提案する委員会案を決定する。
- 5、国立大学協会総会 十一月下旬の予定(二十六、二十七日)
委員会案を提案し、会則等の改正を決定する。

14 第一回科学技術行政特別委員会議事要録

日時 昭和三九・一〇・二四(土)午前十時

場所 東京大学大講堂北側会議室

出席者 大河内会長、杉野目副会長、本田委員長、都崎、藤岡、長谷川、三輪、大山、福田、三村、渡辺、赤堀各委員、

武藤、西脇、森川各専門委員

最初に、大河内会長から挨拶があり、本日は科学技術行政に関する小委員会として案内したが、九月二十五日の役員会の際の協議により、特別委員会に切替えることにしたいが、当日の役員会において、現在の小委員は関東甲信越地区から選ばれているが、右の地区以外の学長で適当な方を加えることになり、その人選は会長、副会長に一任されたので、副会長と協議の結果、従来の小委員のほかに、石橋金沢大学長、篠原名古屋大学長、赤堀大阪大学長を委員として新たにお願ひすることにした旨報告があった。続いて委員長に本田熊本大学長が選ばれ、同委員長主宰の下に協議が進められ、委員会の名称を科学技術行政特別委員会とすることとし、かつ委員会の目的については、当面の対策のみにとどまらず、これに関連して科学技術振興についての具体的方策についても検討することになった。次いで、議事に入り、森川専門委員から、臨時行政調査会の答申に対する問題点について専門委員の検討した資料に基づいて詳細な説明があり、これについて種々意見の交換が行われた。その結果、国立大学協会としては、今回の臨時行政調査会の答申に対し要望書

を作成し、関係方面に申し入れをする等適切な措置を講ずべきであるという結論に達した。

その為には、本問題の性質上応急かつ慎重に処理する必要があるのでは小委員会を設けることになり、小委員として、本田、長谷川、三輪、大山、渡辺、赤堀六委員が選ばれ、会長、副会長は随時出席するということになった。さらに専門委員として、人文社会系から一名追加することとなり、候補者として一橋大学経済研究所長伊大知良太郎氏に対し、委嘱を交渉することになった。

なお、要望書案文については、事務局及び専門委員において原案を作成し、小委員会に諮ることになった。

(注) なお、右の要望書は、昭和三十九年十一月四日の専門委員会及び同月五日の小委員会において、成案を得、十一月六日政府関係方面に申し入れを行った。要望書は、別掲二要望書・意見書等の4参照。

15 役員会議事要録

日時 昭和三九・九・二五(金)午後一時

場所 東京大学大講堂北側会議室

出席者 会長、副会長、各理事、監事、各常置委員会委員長

欠席者 奥田副会長、石津、三輪、水野、前川各理事、柚木監事

大河内会長主宰の下に開会

一、教員養成のための教育課程基準案について

会長から、右については第一、第二および第七の合同委員会で検討願った旨を述べ、ついで本田第一常置委員会委員長から教育職員養成審議会の「教員養成のための教育課程の基準の案」に対する当協会の意見書案(別掲二要望書・意見書等の5参照)について、審議の経過ならびに結果を詳細報告された。さらに、高坂第七常置委員会委員長から、本基準案は教養審で一応の案がまとまると、大学基準等研究協議会で他の検討事項と共に審議される予定である。なお、いくつかの

大学では、本基準案が教員養成大学と一般大学との二つの基準を示しているとして異論を唱えておられる向きもあるが、基準はあくまでも一つであって一般大学はこれに準拠しているものである。また、教員養成大学側には一般大学は除くべきであるとの意見もあるが、このような封鎖性はむしろ逆行である旨の補足説明があり、そのあと、教育大学協会の意見との関係等について質疑応答があった後、前記合同委員会の報告どおり了承された。

二、会則等改正案について

会長から、会則等改正案（別掲三資料2のB及びC参照）作成の経緯について説明があった後、本案についてご了承願えればこれを各大学へ配付し、以下本件審議の日程に従って次回の総会で決定する運びとしたい旨を述べ、黒沢組織整備特別委員会委員長から主な改正点についての説明が行なわれた。ついで改正案第二十八条等について質疑があった後、本件の取り扱いについては会長の提案どおり了承された。

三、特別会計制度協議会について

会長から、右協議会の第一回会合を去る九月二十一日に開き、今後の運営方針等について懇談した。協会から会長、第六常置委員会委員長および杉野目、服部、大山、四方の各学長、文部省から小林次官、杉江大学学術局長、斎藤管理局长、西田官房長および岩間会計課長が出席して、協議の結果、議長には大河内が、議長代理には小林次官が決定し、運営方針（別掲三資料1のB参照）を定め、問題点（別掲三資料1のC参照）について協議した。なお協議会に小委員会を設けることとし、小委員としては、協会側杉野目副会長、黒沢第六常置委員会委員長、文部省側杉江大学学術局長、岩間会計課長の四氏が選ばれ、専門委員は小委員に一任することになった旨の報告があった。

四、科学技術行政に関する報告について

会長から、右についてはきたる二十九日に答申が出される予定と大きくが、ほぼ原案に近いものになるものとみられる。よって、協会としていかに対処してゆくべきかについて意見を伺いたい旨を述べ、事務局長から、本件については従来機動性をもたせるため小委員会を設け

て検討されてきたが、今後この問題を検討し、処理していくために特別委員会を設けることが望ましいとの参考意見が述べられた。これに対して、小委員会の委員は東京に近いということで選ばれたものと思う。したがって、特別委員会を設置するとすればあらためて全国的に委員を選出すべきであるとの意見が出された後、委員の人は選ばれ、副会長に一任することとして本特別委員会の設置については異議なく了承された。なお、委員会の名称については、新特別委員会において検討の上、決定することに了承された。

五、学生急増対策について

杉野目委員長代理から、右につき過日杉江大学学術局長および井内大学課長を招いて別紙（別掲三資料の3参照）により説明を伺った旨の報告があった。

六、教官の給与改善と人事院勧告について

会長から、今回出された人事院の勧告は、協会としての要求がある程度とり入れられた点もあるが、全面的には必ずしも入れられておらず、なお不満な点がある旨を述べ、さらに杉野目副会長から、学長の俸給は大学を対象とするものかまたは個人に対するものかで多くの意見があったが、今後格付的な印象を与えぬよう文部省に格段の配慮をして欲しいとの発言があった後、学長の俸給をめぐる格差問題について種々意見の交換が行なわれた。

七、大学設置審議会委員候補者の推せんについて

会長から、任期満了となる井上東京農工大学長および久米お茶の水女子大学長の後任として、右審議会委員候補者の推せん依頼があったことについて諮り、地域、専門等を勘案の上会長が適任者を推せんすることに一任された。

八、国立大学協会事務室および分室開設について

事務局長から、教育会館内に協会の分室を開設したのでご利用願いたい。また、事務室は、現在東京大学大講堂内に一室を借用しているが、赤門脇の学士会分館に二十坪程度の増築をし、これを専用の事務室として使用する案があり、ご検討願いたい。なお、建設費は寄付金

をもって充て、完成の暁は一応国へ寄付した上で有償借用という形になるが、寄付金予定額四〇〇万円については交渉中であるが心配ないと思ふ旨の説明があった。これに対して特に異議はなく、提案どおり了承された。

九、第三十三回総会開催について

右につき会長から、会場となる教育会館の都合もあり、十一月二十六日、二十七日の両日に開催することとしたい旨を述べ、了承された。

十、会費の増額について

事務局長から、会費については、昭和三十七年度からその支出増に対処するため増額をお願いしてきたが、事業の拡大と共に従来の基準では、さらに不足を生ずるためご考慮願いたい旨を述べ、別紙資料により詳細な説明が行なわれた。ついで会長から、本件については十一月の総会でご審議願うことにしたのでそれまでにご検討置き願いたい旨を述べた。これに対して、会費の算定基準について更に検討を加えてほしいとの発言があり、次回の役員会までに資料を準備することとして了承された。

十一、事務連絡会議開催について

事務局長から、協会の事業等に関する事務的な連絡の会を総会の開催に引続いて開くことにしてはどうかとの意見がある。従来総会に事務局長を同伴された例もあり、事務的な面からの協力は協会の運営上是非とも必要のことであると考えられるので、このような連絡の会を持つことをご了承いただきたい。なお、ご了承いただければ第三十三回の総会の際は、総会の翌日の十一月二十八日(土)を予定したい旨の説明があり、了承された。

十二、会報等の発行について

会長から、協会の体質改善に関連して会報の増刷等が問題になっているが、さしあたり、会報は年二回としその部数を増刷することとしたい。なおその間速報に類するものを四回位発行することにして会報を補ってゆくことも検討している旨を述べ、了承された。

十三、欠員不補充について

会長から、九月四日の閣議で決定された欠員不補充強化の問題は、事務局と共に教官についてもこの決定にしばらくは耐えられるのではないかと恐れがある。いずれにしても国立大学としては重大な問題であるのでなんらかの対策を講ずべきではないかと考える旨を述べ、事務局長から、現段階では文部省が教官等の問題について行政管理庁等と折衝中であるから、その結果を待つて検討することにしてはどうかとの見解が述べられた後、本件については情況の推移をみて処理することに了承された。

16 第七回大学運営協議会議事要録

日時 昭和三九・六・一六(火)午後三時半

場所 東京大学大講堂南側会議室

出席者 大河内委員長、奥田、本田、石橋、黒沢、都崎、遠城

寺、赤堀、杉野目、高坂、藤岡、松平、野村、小牧、児

玉、福田各委員、石井、大塚、加藤各臨時委員、伊藤、

大内各専門委員

欠席者 加茂委員、桑原臨時委員

大河内委員長主宰の下に開会

委員長から、前回は問題点中の「一、大学の自治と大学の管理運営および法」について論議願ったが、本日は「二、文部大臣の権限」についての検討をお願いしたい。なお、このため伊藤専門委員に「文部大臣の権限をめぐる問題点」について整理を願っておいたのでこの資料に基づいて議論を進めたい旨を述べ、引き続き伊藤専門委員から各項目について趣旨の説明が行なわれた。

ついで各委員から、現在の法律で文部大臣が有するとみられる権限には具体的にどのようなものがあるか、そしてそれはどういうことか、どこに問題があるか等について一般的に意見の交換が行なわれた後、①設置者としての国を代表する文部大臣の権限のあり方をどう考えるか、大

学の自治はこの権限とどのように関係づけられるか、②経費負担者としての国と国立大学との関係、この関係において文部大臣の占める地位はどうかについて種々意見の交換が行なわれ、関連して、大学間の教官流動促進の問題、教官の任期制等のことが話題になった。

なお、次回以降のスケジュールとしては、伊藤専門委員作成の問題点中残された③と④について論議のうえ、これまでの議論に基づいて原則論のとりまとめの作文を行ない、そのうえでさらに「学内機関」、「人事」等の制度論へ進むことに了承された。

17 臨時大学運営協議会議事要録

日時 昭和三九・九・二五(金)午後三時四十分

場所 東京大学大講堂北側会議室

出席者 大河内委員長、杉野目、加茂、赤堀、本田、都崎、小

牧、福田、藤岡各委員、大塚、桑原各臨時委員

大河内委員長主宰の下に開会

一、小委員会委員の選出について

委員長から、運営協議会の小委員会の委員であった杉野目委員が、副会長に就任されたため同氏(第二)第七常置委員会委員長の代表者)の後任者として、小委員会委員を選出願いたい旨述べた。これに対して人選は委員長に一任するとの発言があり、他に異議がないので、委員長から都崎委員(第三常置委員会委員長)を指名し、同氏が小委員会委員に決定した。

18 臨時行政調査会の「科学技術行政に

関する報告」に対する措置について

(一)、会長より各国立大学長に対する経過の通知(昭和三十九・七・十六 国大協庶六四号)臨時行政調査会の「科学技術行政に関する報告」に

ついて

このことについては、過般第三十二回総会の際中間報告をいたしたところでありますが、その際おはかりした佐藤臨時行政調査会長に対する当協会の申し入れ(別掲二要望書・意見書等の2参照)については、下記3にありますように六月二十二日同会長に申し入れをいたしました。また、総会以後の経過は下記の通りであります。4の(イ)にもありますように、上記報告に対する当協会の意見書の取扱いについては、六月九日の第一常置委員会と併せて開催した役員会において御了承を得て、次期総会において事後承認を得ることとなりましたのでここに今日迄の経過を御報告するとともにこの点についても併せて御了承を得たいと存じます。

記

第三十二回総会以後の本件についての経過

1、科学技術行政に関する第一常置委員会拡大委員会の開催

六月十九日午後五時三十分から東京大学構内懷徳館において本問題の経過および対策について懇談した。

2、専門委員の委嘱

上記の委員会の決定により、取り敢えず臨時行政調査会科学技術班提案の「科学技術行政に関する報告」について調査研究をするるとともに、これに対する当協会としての意見書(原案)を作成するため次の三氏を専門委員として委嘱した。

東京工業大学教授 森川 清

東京大学教授 武藤 俊之助

西脇 仁一

3、佐藤臨時行政調査会長との会見

六月二十二日大河内会長と武藤、森川両専門委員が同行して佐藤会長に面接し別紙の申し入れ書を手交した。(三二頁参照)

なお、右の写を同調査会の他の委員(蟻山政道、太田薫、今井一

男、高橋雄豺、花井忠、安西正夫諸氏)にも送付依頼した。

4、第一常置委員会と役員会の合同会議の開催

六月二十二日佐藤臨時行政調査会長との会見の際承知した同調査会の今後の日程の關係より、取り急ぎ第一常置委員会と役員会の合同会議を開催し、本協会としてこの際とるべき措置につき協議した。すなわち、

(イ) 七月九日午前十時東京大学医学部総合中央館において臨時行政調査会科学技術班提案の「科学技術行政に関する報告」に対し、上記2の専門委員が作成した当協会としての意見書原案を同日および翌十日午後にわたり審議した結果、同意見書は本来各大学の意見を聞き当協会の總會において決定すべきであるが、臨時行政調査会の決定が急がれているので、その余裕がないため、取り敢えず各大学に今日迄の経過を報告し、次期總會において、事後承認を得ることとして、上記委員会において当協会としての意見書(別掲二要望書・意見書等の3参照)を決定するとともに、これを佐藤臨時行政調査会長に提出することを決定した。

その間十日午前十時三十分から臨時行政調査会篠原専門委員より「科学技術行政に関する報告」について説明を聞き質疑応答を行った。

(ロ) なお、今後の事態に應ずるため小委員会を設けることとし次の各氏が指名された。(会長、両副会長、第一常置委員長の外福田山梨、三村信州、渡辺静岡、都崎茨城、藤岡埼玉、長谷川群馬、三輪東京教育、大山東京工業各大学長)

5、臨時行政調査会に対する当協会の意見書の提出

七月十一日午前十時大河内会長、杉野目副会長、本田第一常置委員長と森川、西脇、武藤三専門委員が当協会の意見書を持参し、三井銀行本店会議室において佐藤臨時行政調査会長、蠟山、高橋、花井各委員ほか数氏と会見これを提出しその趣旨につき詳細説明の上懇談した。以上。

(二) その後の経過

その後本問題について当協会として行なったことは次のとおりである。

1、七月十六日灘尾文部大臣宛当協会の右意見書を送り文部省の配意を要望した。

2、偶々七月十八日文部大臣の更迭に伴い、愛知文部大臣が科学技術庁長官をも兼ねることになったので、七月二十八日当協会の主催をもって朝食会を開き、本問題に関し愛知文部大臣と在京の小委員との間で相互に隔意のない懇談が行われた。当日の出席者は次のとおりである。

文部省側 愛知文部大臣、小林事務次官、杉江大学学術局長、西田官房長、岡野審議官、村山審議官、宮地秘書官

国大協側 大河内会長、杉野目副会長、本田第一常置委員会委員長、長谷川群馬大、藤岡埼玉大、福田山梨大、大山東京工大各学長、鶴田事務局長

3、七月二十三日科学技術班が最終案起草直前に、大河内会長は西脇専門委員を伴い蠟山委員を訪ねて重ねて懇談した。

4、八月十三日愛知文部大臣が附置研究所長有志を招待した際、本件について、国立大学附置研究所長側の見解を種々披歴するところがあつた。

5、その他については、別掲第一回科学技術行政特別委員会(昭和三十一年十月二十四)議事要録参照

19 特別会計制度協議会の設置と

その後の経過について

(昭和三九・一〇・五会長より各国立大学長に通知)

この協議会は、国立学校特別会計制度に関する国立大学協会の意見の前文に述べられている「今回の特別会計制度の実施後においても、その結果を検討し、改善をはかつて行くことはもとより、さらに進んで、大学財政確立の方策を研究する必要がある、常時右の検討・研究が続けられるべきである」と考える。なお、この制度の成文化および実施にあつた

では、大学の自主性が尊重されるべきことはいうまでもなく、また、この会計の運営上の重要事項については国立大学側の意向が十分反映されるような方法が講ぜらるべきである。」との趣旨に基づいて設置されたものであって、設置の経過は次のとおりである。

設置と会議開催の経過

1、協議会設置について

国大協会長と文部事務次官との照復文書により、設置については解。(会報第二十五号六十二頁八参照)

2、第六常置委員会(昭和三十九・五・十六)において協議会設置の手続について次のとおり協議した。

- (イ) 設置は国大協会長と文部事務次官との申し合わせによること。
- (ロ) 協議会の名称は「特別会計制度協議会」とすること。
- (ハ) 国大協会長と文部事務次官との申し合わせ(案)を決定。
- (ニ) 委員は、会長、副会長、第六常置委員長にその人選を一任すること。

3、協議会設置について、昭和三十九年六月五日「国大協会長と文部事務次官との申し合わせ」をして、第三十二回総会において、この旨報告した。(別掲三資料1のA参照)

4、委員の決定

第六常置委員会(昭和三十九・六・十六)において、委員の選考を行ったが、委員の選考は、この協議会の性質上法・経を専門とする学長に、第六常置委員長と理工関係で、かつ、単科大学の学長として、東京工業大学長を加え、なお、会長・副会長のうちから一名(在京の学長)が加わることとし、上記2の(ハ)により、会長、副会長および第六常置委員長の協議により次の委員が選ばれ、昭和三十九年六月十七日の役員会及び第三十二回総会において、報告された。

服部福島(法)、黒沢横浜(経)、四方岐阜(経)、増田一橋(経)、大山東京工業(工)、大河内東京(会長・経)、杉野目北海道(第六常置委員長・理)各学長 以上七名

(注) その後、第三十二回総会において、第六常置委員長の杉野目学長は副会長になり、第六常置委員長には黒沢学長がなったが、黒沢学長は既に委員であり、また、杉野目学長は第六常置委員長としての経験も長いので、副会長としてでなく委員としてとどまることに、昭和三十六年六月十八日の役員会及び総会において了承された。

5、第一回協議会を次のとおり開催し、このことは、昭和三十九年九月二十五日の役員会に報告した。

- (イ) 日時 昭三十九・九・二十一 午後二時～五時
- (ロ) 場所 国立教育会館第三会議室
- (ハ) 出席委員
国立大学協会側

大河内(東大)、杉野目(北大)、黒沢(横浜国大)、大山(東工大)、四方(岐阜大)

文部省側
小林(次官)、杉江(大学学術局長)、斎藤(管理局長)、西田(官房長)、岩間(会計課長)各委員

(ニ) 議事

(1) 議長および議長代理の選出について

議長に大河内委員、議長代理に小林委員が選出された。

(2) 特別会計制度協議会の運営について

協議会の今後の運営方針について協議した結果、「特別会計制度協議会運営方針」(別掲三資料1のB参照)を決定。

(3) 国立学校特別会計制度の改善および運営上の問題点について「問題点」(別掲三資料1のC参照)の各項目について協議の結果、今後問題点について更に、専門的、技術的に検討するため、協議会運営方針四により、小委員会を設けることとし、小委員として次の委員が決定した。

小委員
国立大学協会側 杉野目、黒沢両委員

文部省側 杉江、岩間両委員

なお、小委員会に専門委員を置くこととし、専門委員の選考については小委員に一任された。

(4) 昭和四十年年度予算における会計制度上の問題について

岩間委員より、昭和四十年年度文部省概算要求について説明があり、特に、長期借入金について、現在は付属病院のみに限られているが、昭和四十年年度においては、その他の施設についても借入れが出来るよう大蔵省に要求している旨の説明があり、各委員からその実現方について強く要望された。

20 諸会合(自昭和三十九年四月至同年十一月)

(月日)	(曜日)	(時刻)	(会議名)				
四・二〇	月	一〇	大学運営協議会問題点検討小委員会	一七	水	九・三〇	役員会
二四	金	一・三〇	一般教育特別委員会	一七	水	九・三〇	第三二回総会(第一日)
二五	土	一〇	国立大学協会役員会	一八	木	一〇・四〇	理事会
二五	土	一	大学運営協議会	一八	木	一〇・三〇	役員会
五・八	金	一	第六常置委員会小委員会	一八	木	一〇	第三二回総会(第二日)
二三	水	九・三〇	第六常置委員会専門委員会	一九	金	五・三〇	科学技術行政に関する第一常置委員会 拡大委員会
一三	水	一	第六常置委員会専門委員会	七・六	月	三	科学技術行政に関する専門委員会
一五	金	一〇	組織整備特別委員会	九	木	一〇	科学技術行政に関する第一常置委員会 役員会合同会議(第一日)
一五	金	二	第六常置委員会				役員会合同会議(第二日)
一六	土	一〇	第六常置委員会	一〇	金	一〇	"
一六	土	一〇	第三、第四常置委員	一〇	金	一〇	"
一六	土	一	第三常置委員専門委員会合同委員会	一〇	金	三	大学運営協議会問題点検討小委員会
一八	月	一	学生急増対策特別委員会	一一	土	一	"
一六	土	一	一般教育特別委員会	八・一八	火	一・三〇	第五常置委員会
二一	木	一・三〇	学生急増対策特別委員会小委員会	九・一七	木	五・三〇	組織整備特別委員会小委員会(第一日)
六・一	月	六	組織整備特別委員会小委員会	一八	金	五・三〇	"
二	火	三・三〇	組織整備特別委員会専門委員会	二	月	二	特別会計制度第一回協議会 (第二日)

二二	火	一〇	第一、第二、第七常置委員合同委員會
二二	火	二	一般教育特別委員會
二四	木	二	学生急増対策特別委員會
二五	金	一〇	組織整備特別委員會
二五	金	一	役員會
二五	金	三	臨時大學運営協議會
一〇・二	月	三・三〇	大學運営協議會問題点検討小委員會
一四	水	一〇	科学技術行政専門委員會
一九	月	一〇	大學運営協議會専門委員會
二二	木	一	第三、第四常置委員、専門委員會合同會議
二四	土	一〇	第六常置委員會
二六	月	一	科学技術行政小委員會
一一・四	水	五	一般教育特別委員會
五	木	五	科学技術行政専門委員會
六	金	一〇	組織整備小委員會
七	土	二	科学技術行政専門委員會
一二	木	一〇	科学技術行政小委員會
一八	水	四	科学技術行政特別委員會
一九	木	一〇	組織整備特別委員會
二〇	金	一〇	役員會
二〇	金	四	大學運営協議會小委員會
二四	火	二	第一常置委員會
二五	水	一〇	大學運営協議會
二五	水	一	第四常置委員會
二五	水	一	第六常置委員會
二五	水	一・三〇	第三常置委員會
二五	水	三	第五常置委員會
二六	木	九・三〇	国立大學協會役員會

二六 木 一〇 国立大學協會第三三回總會(第一日)
 二七 金 一〇 国立大學協會第三三回總會(第二日)
 二八 土 九・三〇 事務連絡會議

二、要望書・意見書等

1 第三十二回総会において決議されたもの

国立大学協会第三十二回総会（昭和三十九年六月十七日十八日開催）
採択の次の要望書を左記のとおり提出した。

- A 学生急増対策に関する要望書
B 国立大学教官の給与改善に関する意見書及び要望書

提出先 記

文部大臣	灘尾弘吉	A、B
政務次官	八木徹雄	A、B
事務次官	内藤誉三郎	A、B
大学学術局長	小林行雄	A、B
管理局長	杉江清	A
官房長	蒲生芳郎	A、B
教育施設部長	中尾龍彦	A
人事課長	安達健二	B
会計課長	安嶋弥	A、B
大学学術局庶務課長	西田亀久夫	A、B
〃 大学課長	井内慶次郎	A、B
大蔵大臣	田中角栄	A、B
政務次官	額彌三	A、B
〃	斎藤邦吉	A、B
事務次官	石野信一	A、B
主計局長	佐藤一郎	A、B
主計局次長	中尾博之	A、B
主計官	赤羽桂	A、B

要望書等種別

A、学生急増対策に関する要望書

給与課長	平井迪郎	B
人事院総裁	佐藤達夫	B
人事官	佐藤正典	B
人事官	神田五雄	B
事務総長	藤井貞夫	B
総理大臣	池田勇人	A、B
衆議院文教委員長	久野忠治	A、B
参議院文教委員長	野本品吉	A、B
自由民主党政務調査会長	周藤英雄	A、B
〃 文教委員	坂田道太	A、B

要 望 書

最近におけるわが国人口の趨勢は、昭和四十一年度以降大学入学志願者の急増となって現われることは必至である。しかも、この増加は昭和二十二年来のいわゆるベビーブームによる臨時現象にとどまらず、大学進学率の向上と大学教育に対する社会的要望からして恒常化するものと見なければならぬ。

国においては、これが対策として約十万人の学生増募を必要とし、うち国立大学について約一万人を予定していると聞くが、教育の機会均等と国立大学の社会的役割から見て、この際国立大学における一万人の増員は誠に寡少に過ぎるものといわざるを得ない。よって、今回の増募計画策定に際しては、恒久的観点にたつて、各大学の計画を十分に勘案して実情に即する適切な措置を講ぜられたい。

ついでに、大学入学者の増加により大学教育の質的水準の低下をまねくこととなれば、わが国大学教育の将来に禍根を留めることとなるので、特に次の諸点に留意し、大学入学志願者急増に処する万全の措置を講ずるようはかられたい。

一、増募に見合う教職員の増員と確保および施設・設備の充実について格段の配慮をされたい。

二、一般教育と学生の厚生・補導については、現状においてもはなはだ不足な状態にあるのでその人的物的両面の整備充実について特に考慮されたい。

三、増募に伴う予算措置については、昭和四十一年度を待たず昭和四十年より前向きに配慮されたい。

B、国立大学教官の給与改善に関する要望書

要 望 書

国立大学協会においては、予ねてより国立大学教官の給与改善に関し慎重に検討を重ねて参りましたが、この度別冊のとおり「国立大学教官の給与改善に関する意見書」を得、本年六月開催の第三十二回総会においてこれを決定いたしました。

つきましては、国立大学教官の職務と責任の特殊性にもとづき、この際一般公務員と別個の給与体系を設け抜本的な改善策を講ぜられるよう右総会の決議により、ここに要望します。

昭和三十九年六月十八日

国立大学協会

会長 大河内 一 男

国立大学教官の給与改善に関する意見書（昭和三十九年六月）

国立大学教官の給与改善について

国立大学協会は、国立大学教官の給与改善に関し、東京大学給与問題検討委員会の報告を中心に、これに関する各国立大学の意見ならびに全国立大学教官待遇改善連合懇談会の要望書を参考に、慎重に検討した結果、おおよそ次の大綱に基づいてこの意見書を作成した。

(1) 国立大学教官については、その職務と責任の特殊性に基づき、一般の公務員と別個の給与体系を設けること。この給与体系は、大学教官にふさわしいものとするが、それは裁判官の給与体系に類するものとなるであらう。

(2) 国立大学教官の給与については、大学による格差は設けず、その俸給表は一本だてとすること。

(3) 大学院担当教官の俸給の調整措置については、相当の改善を行なう必要があること。

国立大学教官の給与改善に関する意見書

国立大学教官は給与が低く、その職責を果たすのに困難を感じていることは、しばしば指摘されてきたとおりであり、たびたびのベース・アップにもかかわらず、この点は基本的にはほとんど改善されていない。これは従来、国立大学教官の給与がその職務の特殊性を考慮されないままに、行政職公務員のそれに準じて取り扱われてきたからである。国立大学教官の給与の根本的な改善を実現するためには、大学教官の職務にふさわしい別個の給与体系を設けることから始められなければならない。

一 大学教官の職務と給与改善の必要性

大学教官の給与が、その職務の特殊性に応じて根本的に改善される必要があるのは、主として下記の事情による。

(1) 大学教官の職務の特殊性

大学教官は、各自の自由な創意と独立の判断とに基づき、それぞれの分野における学術研究に従事することによって、日進月歩の研究成果を撰取するのみでなく、その専門分野の研究水準を積極的に引きあげていく社会的責務をになつていく。この職責を果たしていくためには、研究者個人個人が研究に専念しうる条件が与えられなければならないことはもちろん、研究者のあついで層の存在が確保されなければならない。

他方、大学教官は、その研究成果をもととして高度の専門的教育を行なうことを職務としている。学術の水準が高まるにつれて、大学における専門的教育に対する社会的要求も高度化し、この点でも大学教官の職責は日増しに重きを加えてきている。

憲法が学問の自由を保障し、学校教育法が「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」（第五十二条）としているのは、このような大学の使命と大学教官の職

責とを表明したものと見えよう。

ところで、現在の公務員の給与についてみれば、俸給（本俸）は、基本的に「その職務の複雑、困難及び責任の度に基つて」定められるものとされている（一般職の職員の給与に関する法律第四条）。大学教官の職務は、前述のように、その複雑、困難および責任の点において、いちじるしく重く、かつ特殊なものであるから、その俸給を定めるにあたっては、このような職務の特殊性が十分に考慮され、少なくとも検察官の俸給と同程度に引きあげなければならぬ。戦前のわが国において、大学教官に講座俸の制度があり、また、現在諸外国において、大学教官が他の職業に比して概して高い水準の給与を受けているのも、このような職務の特殊性によるものである。

(2) 大学教官の給与改善の現実的必要性

大学教官の給与は、大学教官が安んじてその職務に専念しうるものでなければならぬ。現在の大学教官の給与は、現実の生活という側面からみてもいちじるしく低いものであり、つぎの三つの事情から大幅の改善を必要とする。

第一に、大学教官には、高度の研究者として優秀な人材を確保する必要があることはいふまでもない。ところが、大学教官の給与が劣悪なため、近年、一部には人材の海外の研究機関への流出がみられ、さらに、国内においては、大学以外の研究機関への流出が増加している。このような事情は次代の大学をになうべき若手研究者にも影響し、優秀な新規卒業生を大学教官として確保することが、いちじるしく困難となっている。基礎的研究の水準を維持し、不断にこれを高める課題をになう大学においてこのような状態が続くならば、わが国将来の学術研究と専門教育とにとって、憂うべきものがあるといわねばならない。

第二に、大学教官は、研究に必要な書物、資料、用具等を自己の給与のなかからある程度まで支出しなければならない。それは本来公費による大学の施設の整備および研究費の増額によって賄うべき

ものであるが、研究者として自らの負担において調達すべき最低限必要のものが存在する。その経費は大学教官に固有の職業費であり、それを比較的多く必要とするのが、日本の大学教官の実情である。研究上不可欠の支出である職業費を考慮することは、とくに若手教官の場合にその必要が大きい。

第三に、大学教官は、その職務の性質上、勤務時間を規制することが技術的に困難であり、したがって超過勤務手当は支給されない。一般公務員にあつては超過勤務手当が月収の相当部分を占め、しかもそれが恒常化している現状においては、大学教官の給与は実質的に一般公務員のそれを下廻る状況にある。また、大学教官の場合には、その職務の性質上、一般公務員と異なり、いわゆる管理職手当（俸給の特別調整額）を支給されないのが原則であり、そのため一般公務員との間に格差を生じているのが実情である。このような事情は、大学教官の給与改善に当つて、十分に考慮されなければならない。

二 国立大学教官の給与のあり方

国立大学教官の給与体系は、国立大学教官の職務の特殊性に応じた独自の給与体系でなければならぬ。これを具体的に考えるにあつては、つぎの基本的な考え方によるべきである。

(1) 国立大学教官の職務の特殊性にふさわしい給与体系とすること。

大学教官が、自由な創意と独立の判断とに基づいて、高度の研究・教育を行なうという職務と責任の特殊性を考えれば、その給与水準・給与体系もまた独自の考え方に立脚すべきである。

ところで、給与体系についてみるに、教授・助教授はその資格を判定した上で任命され、それぞれ同一の責任をもつてその職務を行なっているのであるから、教授・助教授の俸給の最低基準を高めることによって、少壮教官の給与を高め、現在のいわゆる中だるみになつてゐる給与曲線を是正し、中ふくらみの形にこれを改めるべきである。また、これが実現した場合には、俸給の級号を必ずしも現在のように細かく刻まず、少数の級号を分けるにとどめること

も、考慮されてよい。このように考えると、国立大学教官の給与体系はほぼ裁判官ないしは検察官のそれに近いものになる。

教授・助教授の給与改善に関連して、助手についても十分の考慮が払われなければならない。最近における急激な学問の分化、新分野の展開のなかで、助手が研究上および教育上になう役割はきわめて大きく、その職務にふさわしい給与の改善を行なうのは当然である。これに伴って、教務職員、教育研究技術職員および教育研究技能職員等教育研究に協力する補助職員の給与改善に関しては、制度上の改善も含め、あわせて検討する必要がある。

(2) 国立大学教官の俸給表は一本だてとすること。

国立大学教官の給与については、いわゆる新制大学と旧来の大学とを区別して二本だてとすべきだという意見もないではない。しかし、現在の大学制度の下において、給与の面で両者を区別する根拠はとほしいといわざるをえない。したがって、国立大学教官の俸給表は、現在ののとおり一本だてとするのが妥当である。

(3) 大学院担当教官の俸給の調整措置については、相当の改善をなすこと。

大学院担当教官は、その特殊な職務において、とくに重い責任を負い、一般の大学教官に比して、その職務の量的負担も大きい。大学院担当教官には、現在でも俸給の調整額が支給されているが、なお十分とはいえないので、右のような事情を考慮して、博士課程および修士課程担当の教官の調整額をそれぞれその職務と責任にふさわしい程度まで引き上げることが望ましい。なお、現在の給与のカーブが根本的に改められないかぎり、現在の定率制を定額制に改めることも考慮されなければならない。それは、大学院担当教官としては職務の責任と重要性が基本的に同じであると考えられるからである。またそれによって少壮教官の給与の中たるみを是正することにもなるわけである。

三 国立大学教官の給与の体系および水準

以上のような給与のあり方に基づいて考えると、国立大学教官の給与

の体系と水準の大綱は、次のようになるであろう。なお、ここに掲げる給与の額は、昭和三十九年四月を基準として考えたものである。

(1) 学長は、定額とし、一等級の特号俸とする。(その俸給月額は一〇万円から二七万円程度とする。)

昭和三十八年八月の人事院勧告では、七大学の学長についてのみ定額の特号俸を設けているが、他の国立大学学長にもこの考え方を推し及ぼすべきである。(特号俸の場合には特別調整額、扶養手当および勤勉手当は支給されない。)

(2) 教授は、一等級または二等級とする。(その俸給月額は、二等級、経験年数一二年八万円、同一七年九万七千円、同二年一一年円、同二七年一三万円。一等級、同三〇年一二万五千元、同三五年一三万円程度とする。)

大学教官の本来の姿である教授については、学長でない場合にも、そのままで一等級になりうる道を開くべきである。

(3) 助教授は三等級とし、専任講師もこれに準ずる。(その俸給月額は、経験年数五年四万四千元、同一〇年七万円、同一五年八万七千元、同一〇年一〇万円、同一五年一三万円程度とする。)

現在は、専任講師は四等級とされており、制度的には尚検討の余地もあるが、俸給は助教授に準じたものとする。

(4) 助手は、四等級とする。(その俸給月額は、初任給二万五千元、経験年数五年四万二千五百円、同一〇年五万五千元、同一五年六万五千元、同一〇年七万三千元程度とする。)

(5) 昇格・昇給の標準年限を合理化する。

大学教官についての大学卒業後の必要経験年数は、現在の資格基準表によると、講師(四等級)六年、助教授(三等級)九年、教授(二等級)十六年となっている。これは、実情に沿わない結果を生んでいるので、講師(三等級)および助教授(三等級)五年、教授(二等級)一二年とする。

(6) 給与曲線を一般的に中ふくらみとする。

(7) 大学院担当教官の俸給の調整措置については、上記の給与体系を

基礎として相当の改善を行なう。

(参考)

国立大学教官俸給表

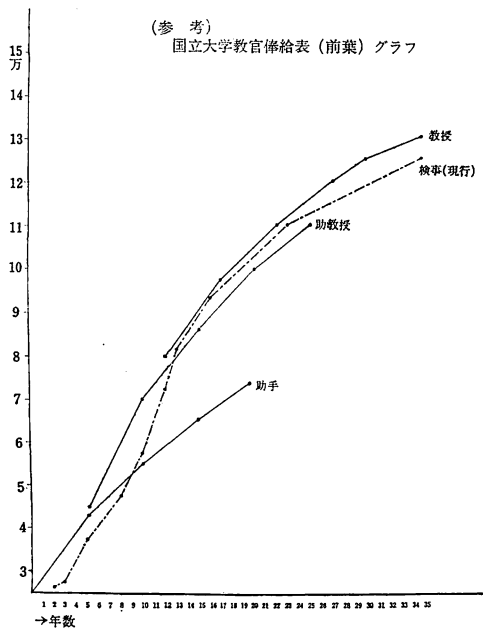
俸給月額	一 等 級		俸給月額	二 等 級		俸給月額	三 等 級		俸給月額	四 等 級	
	年数	経験年数		年数	経験年数		年数	経験年数		年数	経験年数
特 110,000			110,000	110,000	110,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
100,000			100,000	100,000	100,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
90,000			90,000	90,000	90,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
80,000			80,000	80,000	80,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
70,000			70,000	70,000	70,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
60,000			60,000	60,000	60,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
50,000			50,000	50,000	50,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
40,000			40,000	40,000	40,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
30,000			30,000	30,000	30,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
20,000			20,000	20,000	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
10,000			10,000	10,000	10,000	0	0	0	0	0	0

備考

1 この俸給表は、「国立大学教官の給与改善に関する意見書」で考えられた国立大学教官の給与の体系と水準を参考までに表の形にしたものである。

2 各等級の俸給月額、ほぼ五年きざみに大要を記した。その間の俸給のきざみ方については、実情に即して弾力的に考えられてよい。

3 この表に掲げる俸給月額は昭和三十九年四月を基準として考えたものである。



2 臨時行政調査会の「科学技術行政に関する報告」に対する申し入れ書

昭和三十九年六月十八日

臨時行政調査会

会長 佐藤喜一郎 殿

国立大学協会

会長 大河内一男

目下貴調査会において御審議中の行政制度の改革のうち、科学技術行政に関する事項につきましては、学術研究を使命とする国立大学の関係者といたしまして多大の関心を寄せて参りました。しかるところ、昨年未貴調査会科学技術班において作成されました「科学技術行政に関する報告」によれば、大学の学部及び附置研究所等において遂行する研究に關しても重大な改革意見が提示されているようであります。

しかしながら、この問題につきましては大学における学術研究の目的・使命ないしその実際等に照して、なお慎重に検討すべきものがあると考えられます。

つきましては、貴調査会の御審議の段階において、われわれとの意見交換の機会を是非御考慮下さるようお願いいたします。

3 臨時行政調査会の「科学技術行政に関する報告」に対する当協会の意見書

昭和三十九年七月十一日

臨時行政調査会

会長 佐藤喜一郎 殿

国立大学協会

会長 大河内一男

さきに、貴調査会より送付された「科学技術行政に関する報告」について検討した結果、これに対する当協会としての意見の要点は、別紙のとおりであります。ついては、貴報告書の御審議にあたっては、当協会の意見を充分にお取り入れ下さるよう何分の御配慮をお願いいたします。

「科学技術行政に関する報告」に対する意見書

国立大学協会

さきに、臨時行政調査会より当協会に示された同調査会科学技術班提案の「科学技術行政に関する報告」について検討の結果、これに対する当協会の意見は次のとおりである。

一、学術の振興と科学技術の振興とは、その基本観点と根本理念が異なっている。したがって、両者を混同して行政上一元的に取り扱おうとすることは、科学技術振興の基礎とすべき学術研究の健全な発展を阻害するおそれがある。

二、科学技術は学術の上に立っている。したがって、科学技術の振興は学術の振興を前提とし、かつ、それを基礎としている。学術の振興については、その国家的重要性に比し、あまりにも軽視されているのが現状である。それにもかかわらず、科学技術の効率的・総合的発展をはかるという立場からのみ大学における研究を科学技術行政の対象とすることは、現状の欠陥をさらに大きくするおそれがある。むしろこの際、学術の振興をはかるよう、格段の措置を講ずべきである。

三、大学は、附置研究所を含めて、学術研究機関であるので、そこにおける研究については、科学技術行政の調整対象に入れるべきではない。また、国立大学と国立試験研究機関における研究施設設備の重複を原則的に忌避することも誤りである。

四、学術振興と科学技術振興の連係調整については、一方の立場に偏することなく、研究者の総意を充分に尊重すべきである。

五、なお、学術が、国家ないし社会全体の要請にこたえるためには、人文社会科学および自然科学の全体にわたって均衡のとれた発展をとげることが必要である。科学技術行政の改善・促進の方途を講ずるにあ

たっては、学術全体の健全な発展を阻害することのないよう特に留意されることを希望する。

「科学技術行政に関する報告」に対する意見書の説明

目次

一、序言

二、学術振興と科学技術振興の基本観点と根本理念

三、報告の問題点

- (1) 国立大学を総合調整の対象に入れることについて
- (2) 国立大学における学部と附置研究所の関係について
- (3) 施設・設備の重複に対する是非について

一、序言

過般臨時行政調査会科学技術班が提案した「科学技術行政に関する報告」（以下「報告」という。）は、わが国の科学技術の急速な開発をはかるため、科学技術行政機構の改革を企図し、これに関連した政策と措置を提案したものである。科学技術は学術の上に立っている。したがって、科学技術の振興は学術の振興を前提とし、それを基礎としている。わが国の現状においては、学術研究の振興に対する配慮が著しく不十分である。したがって、その強化充実をはかることなく科学技術体制の刷新のみを企図することは決して妥当な措置とはいえない。

以下、この報告を検討した結果、卒直に意見を述べる。

二、学術振興と科学技術振興の基本観点と根本理念

学術と科学技術は相互に密接な関係にあることはもちろんである。しかし、両者を振興する行政上の基本観点と根本理念は次のように大きく違う。

〔注〕ここに学術とは「人文社会科学・自然科学ならびにそれらの応用に関する学理」をいい、科学技術とは「自然科学およびその応用の研究成果としての技術」をいう。

学術振興の観点と理念 科学技術の基礎である学術の振興では、未知分野の開拓・創造性の開発がとくに要請される。この開拓・開発は、行政的な指導・総合調整などによって期待できるものではない。研究の自由と研究者の主体性を尊重し、研究者が研究に没頭できる環境を整備して、初めて期待できるものである。

したがって、学術の振興においては、まず第一に重視されなければならないのは研究の実践者である研究者の創意であり、その基礎の上に学術行政が行なわれるべきものである。

科学技術振興の観点と理念 科学技術の振興においては、学術研究で生れた成果を国家・社会の立場から評価・選択し、これを技術として育成するために必要な行政上の措置をとることが要請される。

したがって、科学技術の振興においては、上記のような行政的判断のもとにその行政が行なわれる。

このように、両者の振興の基本となる観点と理念は、まったく異っているにもかかわらず、この報告においては、その相違が十分に認識されおらず、研究の効率性、総合性のみがいたずらに強調されているように思われる。

三、報告の問題点

(1) 国立大学を総合調整の対象に入れることについて

この報告によると、国家として一元的に、かつ、総合的に科学技術行政を実施するために、国立大学の学部および附置研究所における研究に関する事項を調整の対象に入れることが、立案の眼目の一つとなっている。そのために、科学技術会議を内閣総理大臣の諮問機関から関係委員会的な性格に変え、科学技術庁の所管対象に国立大学における研究に関する事項を追加し、科学技術庁に科学技術政策委員会を新設する構想を打ち出している。

しかしながら、基本観点と根本理念を異にする行政を同一の組織に持ちこんで、運営することは、実効を期しがたく、かえって、対立と混乱をきたすであろう。

したがって、この報告に述べてあるように、科学技術庁に学術行

政の一部を持ちこむ提案には賛成しがたい。しかも、その総合調整は科学技術行政を主体とする科学技術庁内の科学技術政策委員会で行なうとされているが、それが学術予算の総合調整の場として、適当であるとは思われない。

大学における研究は、大学の自治(学問の自由)のもとにおいて初めて進展するものである。したがって、たとえ、総合調整の具体的内容が予算を通じて行なわれるだけであるとしても、このことにより、大学における研究の自由と自主性が、そこなわれるおそれがある。

以上の理由によって、国立大学の研究に関する事項を総合調整の対象に入れることは妥当とは思われない。

(2) 国立大学における学部と附置研究所の関係について

この報告によると、

a、附置研究所の研究については、予算を通じて全面的に総合調整をしたい。

b、研究管理の面でも附置研究所については、

共同研究プロジェクト研究をその対象に入れたい。

ということが述べられている。

学部の任務は研究と教育であり、研究の成果の上に立って教育を行なう。附置研究所の主たる任務は研究であるが、また、同時にその成果の上に立って大学院の教育をも担当している。すなわち、両者における研究はいずれも学術研究であり、したがって、その管理の面でも、同様に取り扱われるべきものである。

以上により、附置研究所の研究についても、科学技術行政の総合調整の対象に入れることは適当でない。

(3) 施設・設備の重複に対する是非について

報告第3章第2節「科学技術行政における調整の対象」の結論によると、「大学の学部についてもその研究に必要な施設・設備等の設置計画が他の国立試験研究機関のそれと重複するおそれのあるものは、研究の自由と自主性を尊重しつつ、調整対象に入れることが

考えられる」とされている。

ここにいう施設・設備の重複とは、その予算が国家として負担に耐えない位巨額なものに限るのかどうかは明らかではない。むしろ、結論を支持する「是とする論」を参照すると、大学の研究と国立試験研究機関の研究とがかなり重複してきていて経費の効率的な使用が必ずしも保障されていないという一般論に立って広く考えているものと思われる。

しかしながら、「研究の自由と自主性を尊重しつつ」施設設備の重複を調整することは、現実には行ないがたいことであるのみならず、重複をさけること自体が次のような理由で疑問である。

施設・設備は研究手段であつて、研究の主体は研究者である。研究者が違えば、問題のとらえ方・その解析の仕方・創意工夫の仕方が違い、成果もまた違う。すなわち、重要問題であればあるほど、いろいろな構想で多方面から問題を研究する必要がある。そのため施設・設備の重複も容認せざるを得ない場合が多い。まして、学術の研究と科学技術の研究とではそれぞれ目的が違い、問題の追求の仕方が違う。

学術の研究を主体とする国立大学と科学技術の研究を主体とする国立試験研究機関との研究施設設備が重複しても、それは研究手段の重複に過ぎず、研究活動の重複ではない。したがって、一般論・原則論として施設・設備のみの重複を忌避するのは誤りである。

4 臨時行政調査会の「科学技術行政の改革に対する意見」答申に対する当協会の要望書

(昭和三九・一一・六本田科学技術行政特別委員長、大山同委員、西脇、森川両専門委員下記宛持参要望)

臨時行政調査会答申の「科学技術行政の改革に関する意見」について

国立大学協会は、さきに、臨時行政調査会に対し、別添の意見書を提出いたしました。

しかるに、さる九月二十九日の同調査会の答申によれば、原案に対して多少の修正は加えられておりますが、当協会の意見書の趣旨は、根本においてとり入れられておりません。すなわち、本来理念を異にする学術と科学技術の振興を混同して、単に科学技術行政の立場から大学における研究をもその行政の対象としようとしていることは、われわれの賛成しがたい主要な点であります。

もとより、わが国の科学技術の振興については、われわれとしても深い関心を有するところであり、そのために必要な学術と科学技術の連携をはかることの重要性を認識し、その実現について常に努力し、検討をしているところであります。

ついでには、首題の答申の実施にあつては、十分に当協会の意見を徴せられるよう、ここに強く要望いたします。

昭和三十九年十一月六日 国立大学協会 会長 大河内 一 男

要望先 文部大臣 愛知揆一 文部事務次官 小林行雄 官房長 西田 剛

大学学術局長 杉江 清

行政管理庁事務次官 山口 西

行政管理庁長官 増原恵吉

科学技術庁事務次官代理 愛知揆一

科学技術庁長官 黒沢俊一

科学技術庁事務次官 久田太郎

科学技術庁官房長 江上龍彦

科学技術庁官房長 古屋久雄

総理府総務長官 白井莊一 総理府副長官

国立大学協会

5 教員養成のための教育課程の基準の案に対する意見

(昭和三九・九・三〇教育職員養成審議会会長に回答)

教員養成のための教育課程の基準の案(教育職員養成審議会)に対する当協会の意見の大意は次のとおりである。

記
(一) 教育課程の基準を制定することは賛成である。
一部に国家統制の意味で反対論もあるが、既に他の学部においては基準があり、問題は基準作成の方法と内容である。教員養成学部内容

の整備充実の見地からしても又予算要求の根拠を明かにする点からしてもむしろ必要である。

(二) 基準の内容は大綱において諒承できるが、余り細部に亘るべきではない。

余り詳細な基準を作ることは実情に通じない場合を招くのみならず各大学の自主性、特性を失わしめる恐れがある。

(三) 教員養成大学及び学部設置の基準も、他の学部の基準と同様目下再検討中の対象に含まれるべきである。

(四) 教員養成のための教育課程の作成にあたっては大学教育の使命にかんがみ学術研究の面に特に留意すべきである。

(五) 一般教育において教員としての人格形成に寄与するとの意図は分るが、しかし一般教育の目的に照らし、教職教養に偏すべきではない。

(六) 教科教育を偏重するあまり他学部卒業生との学力の格差を来さないよう留意すべきである。

(七) 他の学部の卒業生に対しても過重な負担なくして教員資格を得る途を講ずべきである。

6 国家公務員の欠員不補充に関する要望書

要 望 書

先般九月四日の閣議決定に基づき、国家公務員の欠員補充のための新規採用が禁止されたのであるが、すでに、閣議決定後数十日を経た現在、国立大学における研究・教育の面において各所に支障を生じており、もし、このような状態が続くときは、課程或は研究担当教官の欠員のためこれに関連する研究・教育は実行不能となり、大学本来の目的・使命を果し得ないこととなる。

いうまでもなく、大学においては、教官はもちろんその他の職員についても、その職務と責任は、一般行政機関の職員とは本質的に性格を異にしている。

すなわち、

一、大学教官は、高度の専門的知識、経験に基づいて最高水準の研究・教育を行なうことを使命とし、各専門分野において独立的にその職務を行なうものであり、かつ、それぞれの専門分野における研究・教育活動が相互に有機的関連をもつことよって初めて大学における研究・教育の目的が達成されるものである。

この点、一般行政機関においては、職務は組織的に行なわれ個々の職員にかなりの代替性があるのとは本質的に性格を異にしている。従って、教官の欠員を他の教官の負担により補うことも、また、他の行政機関の職員の配置換えにより補充することもまったく不可能である。しかも、教官は、多数の学部学生、大学院学生を所定の教育計画のもとに指導を行なっており、もし、ある講座、研究部門の教官が欠けるとなれば、学生の教育に多大の支障をきたすばかりでなく、最悪の場合には卒業させられない事態も起り得る。

二、以上のような大学教官の職務の特殊性は、教官と一体となり、その研究・教育に協力し補助する教務職員、技術職員、技能職員等についても、ほぼ同様のことがいえる。すなわち職務内容において、高度に専門化しているとともに、組織化の度合は薄く、かつ、人事の流動性はきわめて少ない。

このほか、大学には司書業務に従事する職員、医学部附属病院における看護婦、医療技術職員等特別な資格あるいは専門的知識・技術を要する職が多く、いずれも研究・教育に不可欠なものであって、特に医学部附属病院における看護婦および医療技術職員の配置については法令上明確な基準があり、これを欠く場合は、単に運営上支障をきたすばかりでなく、法令違反の事態も予測される。

以上述べたような特殊性からして、大学の教官ならびにその他の上記職員について欠員補充のための新規採用ができないことになれば、大学の機能に重大な障害を受けることとなるので、国立大学におけるこれらの教職員は一日も早く欠員不補充の対象から除外されるよう強く要望する。

また、右に関連して、来年度予算における定員増を抑制しようとする

動きがみられるが、すでに一定の年次計画によって進められている研究教育計画に基づく予定の教職員の増員については、万一、これが抑制されるときは、これら研究・教育の一部に空白を生ずるばかりでなく、そのため、計画全体に齟齬をきたし、わずかな増員抑制のため、国家的にはかえって大きな損失を招くことも予想される。なお、来年度以降に予定される学生急増に対する教職員の増員についても、これが認められない場合は、増募計画の実施も不可能となり、このような事態は、わが国の学術の進展と人材養成計画に重大な支障をきたすばかりでなく、また、大きな社会問題ともなるので、来年度予算の策定に当っては、この点については格別の配慮をされるようあわせて要望する。

昭和三十九年十一月四日

国立大学協会会長 大河内 一 男

(注) 十一月四日大河内会長、黒沢、三輪両理事、増田監事が前記要望書を持参し、内閣、行政管理庁、大蔵省、文部省を歴訪して手交された。

要望先

鈴木官房長官、斎藤、石岡両官房副長官、松永内閣審議室長
増原行政管理庁長官、山口同次官、石川行政管理局長

田中大蔵大臣、石野同次官、佐藤同主計局長

愛知文部大臣、小林同次官、杉江同大学学術局長

三、資料

1 特別会計制度協議会関係

A、特別会計制度協議会設置についての申し合わせ

(昭和三十九年六月五日)

国立大学協会会長

大河内 一男

文部事務次官

内藤 誉三郎

国立学校特別会計制度に関する協議会について

- 一、名称は、特別会計制度協議会(以下「協議会」という。)とする。
- 二、協議会の構成員は、二十名以内とし、次に掲げる者をもってあてる。

国立大学協会側

会長または副会長

第六常置委員会委員長

会長が指名した学長若干名

文部省側

文部事務次官

大学学術局長

管理局長

官房長

大臣官房会計課長

三、協議会には、構成員の互選により議長および議長代理を置く。

四、協議会の議に付すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、常例的事務に属する事項を除く。

イ 国立学校特別会計制度の運営上の重要事項

ロ 国立学校特別会計制度の改善に関する重要事項

五、協議会は、国立大学協会側または文部省側のいずれかの要求があった場合に開催するものとする。

六、協議会には、必要に応じ、大蔵省側関係者の出席を求めることができるものとする。

七、協議会に関する事務は、国立大学協会事務局において処理するものとする。

B、特別会計制度協議会運営方針

[昭和三九・九・二一特別会計制度協議会(第一回)決定]

特別会計制度協議会(以下「協議会」という。)の運営は、昭和三十九年六月五日国立大学協会会長と文部事務次官との申し合わせによるほか、この方針によって行なうものとする。

一、協議会は、国立大学協会側または文部省側のいずれかの要求に基づき、議長の招集により開催するものとする。

二、協議会は、定例または必要に応じ臨時に開催するものとする。

定例会議は、毎年度、予算概算編成前および予算案決定後に開催するものとする。

三、予算概算編成前の定例会議においては、国立大学協会または文部省より提出した国立学校特別会計制度の改善および運営に関する意見その他について協議し、予算案決定後の定例会議においては、予算案中会計制度に関する事項についての報告およびその対策(翌年度予算編成方針に関する事項を含む。)その他について協議するものとする。

四、協議会には、必要に応じ協議会の議を経て小委員会を設けることができるものとする。

小委員会には、専門委員を置くことができるものとし、専門委員は、国立学校または文部省その他の職員をもってあて、あらかじめ協議会の承認を得て協議会の議長が委嘱するものとする。

(注) 定例会議開催時期

- a 予算概算編成前の定例会議 六月下旬～七月上旬
b 予算決定後の定例会議 二月下旬～三月上旬

C、国立学校特別会計制度の改善および運営上の問題点

〔昭和三九・九・二一特別会計〕
〔制度協議会（第一回）〕

（注）この問題点の順序は、国立大学協会の「国立

学校特別会計制度についての意見」による。

- (一) 国立大学の財政を、永続的、長期的観点に立つて自主的、弾力的、計画的に運営することを可能ならしめるための方途について

国立学校特別会計においては、継続費、借入金、積立金、歳入歳出予算の弾力条項等の制度が認められているが、研究・教育の特殊性にかんがみ、今後なお、(a) それらの制度の活用と、(b) 歳出予算の移流用、(c) 繰越制度の簡素化等予算の弾力的運営方法について検討を要する。

- (二) 研究および教育の長期計画と特別会計制度との関係について

- (三) 国立大学の任務と性質にかんがみ、国立大学とその他の諸学校とを区分することの可否について

現在、国立大学の予算は、その他の諸学校とともに国立学校（組織・項）予算として一括計上されているが、予算の編成および執行の実施面においては国立大学とその他の諸学校とを区分整理している。しかし、国立大学の任務と性質にかんがみ、今後、予算科目その他について制度的にこれを明確に区分整理することを要するか否かを検討する必要がある。

- (四) 長期借入金制度の改善について

国立学校特別会計における長期借入金は、附属病院の施設費を支弁するためのものに限定されているが、国立学校施設の整備充実を促進するため、国立学校の施設全般について長期借入金制度が適用されることを検討する必要がある。

- (五) 積立金、歳入超過額および国有財産の処分収入等の使用について

積立金、歳入超過額および国有財産の処分等によって生じた歳出財源は、それらの発生した事情を考慮しつつ、国立学校施設の整備促進、内容充実のために運用されるべきであるが、その方針について検討する必要がある。

2 組織整備関係

A、国立大学協会の組織整備方針（案）

組織整備特別委員会

一、協会の構成

会員および会員の代表について、次のように明確にすること。

- (一) 協会は国立大学を会員として構成する。

- (二) 本会において会員を代表する者は、当該大学の学長とする。

二、役員を選任

A 理事および監事は、大学を基準として選定し、会長および副会長は、理事たる大学の代表者のうちから適任者を選定することを基本方針として、次に掲げる方法により役員を選任すること。

- (一) 理事および監事は、総会において互選された大学の代表者をもってこれにあて、任期中にその大学の代表者が交替した場合においても、その後任の代表者が当然に、残留期間理事または監事に就任するものとする。

- (二) 会長および副会長は理事の互選により定め、その者が任期中に辞任しまたは大学の代表者でなくなった場合は、改めて会長または副会長を選任するものとする。

B 常置の委員会の委員長は、当然に理事になるものとする。

三、協会の機関

A 総会

総会は、会員の代表者をもって構成し、協会の意思決定機関とする。

B 理事会

会務をより効果的に処理するため、在来の理事会のほか、次に掲げる者をもって構成する常務理事会の制度を設けること。

(一) 会長

(二) 副会長

(三) 常置の委員会の委員長たる理事

C 委員会

I 協会に、常置または臨時の委員会を設けることができることを明らかにすること。

II 常置の委員会は、次に掲げる者をもって構成すること。

(一) 総会において会員の互選によつて定められた大学の代表者若干名

(二) 理事会が国立大学の教員のうちから選任した者 若干名

III 適当な方法により委員会は、国立大学の教員の意見を聴くことができることとする。

四、事務組織

会務の効果的処理のため事務組織を拡充し、会務運営に支障なからしめること。

五、協会の財政

会費に関する規定を整備するとともに、協会の財政的基礎の充実はかること。

(備考) 会務の効果的処理および右の機構改革に伴い、協会の財政負担の増大が予想されるので、会費の増額を考慮する必要がある。

六、大学の国際的交流・協力

標記の問題を担当する常置の委員会を設けること。

B、国立大学協定会則改正案

組織整備特別委員会

国立大学協定会則

第一章 総則

(名称)

第一条 本会は、国立大学協会と称する。

(組織)

第二条 国立大学協会(以下「協会」という。)は、国立大学を会員として組織する。

(主たる事務所)

第三条 協会の主たる事務所は、東京都文京区本富士町一番地に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第四条 協会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第五条 協会は、前条の目的を達するために、次に掲げる事業を行なう。

(一) 国立大学の振興につき必要な調査研究

(二) 研究及び教育上における大学相互の協力援助に関する事項

(三) その他本会の目的達成に必要な事項

第三章 会員の代表

(会員の代表)

第六条 協会において会員たる国立大学を代表する者は、当該大学の学長又は学長の職務を行なう者とする。

2 前項の規定により大学を代表する者(以下代表者という。)に事故があるときは、そのつど当該大学の指定する教員が、代表者の任務を行なうことができる。

第四章 機関

第一節 総会

(総会の組織)

第七条 総会は、会員の代表者を以て組織する。

(協会の意思の決定表示)

第八条 協会がその意思を決定し又は表示する場合には、総会の議によ

らなければならない。ただし、緊急の必要があり総会を招集する暇がない場合においては、理事会の議により、これを行なうことができる。

2 前項ただし書の規定によってなされた措置については、次の総会においてその承認を得なければならない。

(総会の招集)

第九条 総会は、会長が招集する。

(定例総会)

第十条 定例総会は、毎年二回招集するものとする。その時期は六月及び十一月を常例とする。

(臨時総会)

第十一条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

2 会員総数の八分の一以上の大学から、議題を示して要求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第十二条 会長は総会の議長となる。

2 会長に事故があるときは、会長の指名する副会長が議長の職務を行なう。

3 会長及び副会長ともに事故があるときは、総会において、理事の中から議長の職務を行なう者を定める。

(定足数及び表決)

第十三条 総会は、会員総数の半数以上の代表者が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

2 総会の議事は、特別の定めのある場合を除き、出席代表者の過半数でこれを決する。

3 議長は、表決権を失わないものとする。

(議事運営に関する事項)

第十四条 この会則に定めるものの外、総会の議事運営に必要な事項は議長が総会に諮って定める。

第二節 理事及び理事会

(理事)

第十五条 協会に理事二十一人を置く。

2 理事は、総会において互選された大学の代表者をもってこれにあてらる。

(理事の任期)

第十六条 理事の任期は二年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 同一の大学の代表者が引きつづいて理事となることは、妨げられないものとする。

3 理事がその任期中に当該大学の代表者でなくなつたときは、当該大学の後任の代表者が理事となる。その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第十七条 理事会は、理事及び各常置委員会の委員長を以て組織する。

2 理事会は、協会の運営に関する事項を処理する。

3 会長は、理事会を招集し、その議長となる。

4 第十二条第二項及び第三項の規定は、理事会の議長に準用する。

(定足数及び表決)

第十八条 理事会は、理事及び各常置委員会の委員長の半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

2 理事会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(常務理事会)

第十九条 常務理事会は、次に掲げる者を以て組織する。

(一) 会長及び副会長

(二) 各常置委員会の委員長

2 常務理事会は次に掲げる事項を処理する。

(一) 協会運営の常務に関する事項

(二) 総会又は理事会の委任に係わる事項

3 常務理事会において処理した事項は、次の総会又は理事会において、報告をしなければならない。

第三節 会長及び副会長

(会長及び副会長)

第二十條 協会に、会長一人及び副会長二人を置く。

2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

3 会長又は副会長は、理事としての任期が満了したときは、その地位を失う。

4 会長又は副会長が辞任し又は大学の代表者でなくなったときは、第二項の規定により、会長又は副会長を定めるものとする。

(会長及び副会長の職務)

第二十一條 会長は、協会の会務を総括し、協会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を行なう。

第四節 委員会

(常置委員会)

第二十二條 協会の事業に関する事項を分担して調査研究するため、總會の定めるところにより、若干数の委員会を置く。

2 前項の委員会は、常置委員会と称する。

3 常置委員会は、次に掲げる委員を以て組織する。

(一) 總會において選出された大学の代表者 若干名
(二) 理事会が国立大学の教員の中から選任した者 若干名

4 常置委員会の任期は二年とする。

5 第十六條第二項及び第三項の規定は、大学の代表者たる常置委員会の委員に準用する。

(特別委員会)

第二十三條 臨時に特別の事項を調査研究するため必要があるときは、理事会の議により特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の委員は、理事会が選任する。この場合においては、国立大学の教員を選任することを妨げない。

(委員長)

第二十四條 委員長は、委員会において委員の互選により定める。

(定数及び表決)

第二十五條 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(専門委員)

第二十六條 委員会は、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、国立大学の教職員の中から選任する。

(小委員会)

第二十七條 委員会は、特定の事項を処理するため必要があるときは、小委員会を設けることができる。

(教員の意見陳述)

第二十八條 国立大学の教員は、協会の事業に関して協会に対し意見を述べることができる。

2 前項の意見は、文書で提出するものとする。

3 意見が協会に提出されたときは、会長は、これを関係のある事項を担当する委員会に回付するものとする。

4 前項の規定により、意見の回付を受けた委員会は、必要があると認めたとときは、口頭によつてその意見を聴取することができる。

第五節 監事

(監事)

第二十九條 協会に監事二名を置く。

2 監事は、總會で互選された大学の代表者をもってあてる。

(監事の任期)

第三十條 監事の任期は二年とする。

2 第十六條第二項及び第三項の規定は、監事に準用する。

3 監事が常置委員会の委員長になったときは、監事の地位を失う。
(監事の職務)

第三十一条 監事は、協会の会計及び会務執行の状況を監査する。
2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第六節 大学運営協議会 (大学運営協議会)

第三十二条 協会に大学運営協議会を置く。

2 大学運営協議会の組織及び運営については、別に定める。

第五章 会計

(会計年度)

第三十三条 協会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(経費)

第三十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会費)

第三十五条 会員は、総会の定める基準に従って理事会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(予算及び決算)

第三十六条 協会の予算及び決算は、定例総会の承認を受けなければならない。

第六章 事務局

(事務局及び事務職員)

第三十七条 協会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、主事及び事務職員若干名を置く。

3 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括する。

4 主事は、会長及び事務局長の指揮を受け、事務局の事務を処理する。

5 事務職員は、協会の庶務に従事する。

第七章 会則の変更

(会則の変更)

第三十八条 この会則は、総会において、会員総数の三分の二以上の代表者の同意がなければ、変更することができない。

附則

1 この会則は、昭和 年 月 日から施行する。

2 国立大学協会会則(昭和二十五年七月十三日施行。以下「旧会則」という。)は廃止する。

3 この会則施行の際現に在任する会長、副会長、理事、監事及び常置委員会の委員は、次項の規定により後任者が選任されるまで在任するものとする。

4 この会則施行後最初の総会において、理事、監事及び常置委員会の委員の選任をしなければならない。

5 この会則施行の際現に在任する特別委員会の委員は、別段の措置がなされない限り、引きつづき在任するものとする。

6 第二十二條第三項第二号の委員の数は、当分の間、同項第一号の委員の数の三分の一以内とする。

7 この会則施行の際現に設置されている常置委員会は、第二十二條第三項第二号に定める委員が選任されるまでの間、従前の例により、その任務を行なうことができる。

8 旧会則の規定によりなされた措置は、別段の定めがなされない限り、その規定に対応するこの会則の規定によりなされたものとみなす。

C、大学運営協議会規程中一部改正案

大学運営協議会規程の一部を次のように改正する。

第一条中、「第十三條の二」を「第三十二條」に改める。

第七條第一項第二号を次のように改める。

二 常置委員会の委員長

第七條第一項第三号及び第四項中、「学長」を「代表者」に改める。

3 大学志願者急増期間中における大学の拡充整備について

(学生急増対策特別委員会における文部省説明資料)

(一) 志願者急増のすう勢と留意点

(1) 高等学校卒業者の数は、昭和四十一年から急激に増加し、四十四年から漸減し、四十八年頃から平常化する。したがって、高校新卒の大学志願率が現状とほぼ同じで上昇しないと仮定してみても、四十一年の新卒志願者数は、三十八年の二十九万人に対して四十八万人となり、四十二年、四十三年と四十八万人台がつづき、四十八年にいたって三十六万人となる。一方浪人の数は、三十八年において約十五万人であるが、この数は入学志願者の急激な増加に伴って増加すると推定される。浪人を加えた入学志願者総数は、三十八年の四十四万人が四十一年には六十万人を越えることとなる。更に四十二年以降を考えるとこの数値は更に増すことが予想される。

(2) このような四十一年乃至四十四年頃までの志願者が急激に増加する期間において大学の拡充整備を行なうに当っては、特につぎの諸点に留意することが必要と思われる。

- (イ) 入学志願者の増加により、受験難が極端に激化し、多数の浪人が発生して社会的不安が増大することのないようにすること。
 - (ロ) 経済発展のすう勢等からみて、大学卒業者に対する社会的需要は増加の傾向にあり、理工系はもとより社会科学系についても、現状のままでは不足する見込みであること。
 - (ハ) 大学の量的な収容力の拡張により、教育の質的低下を生じないよう努めること。
 - (ニ) 各大学の現状に即した現実性のある計画の積み上げを行なうこと。
- (二) 四十年年度概算要求に当たっての措置および考え方

入学志願者の急増期間の全期間にわたり、更にその後の安定期までの長期の大学拡充整備方をたてる必要があるが、このことは多くの条件、要素が不確定であり、著しく困難であるので、四十一年度までのおおよその増員見込みを次表のとおりとし、四十年年度概算要求に当っては、四十年年度分の増員として国公立大学、短大を通じ、約二万七千人を目安とした。

- (1) 私立大学については、融資その他の財政的援助を強化し、公立大学については、起債措置の充実を図るものとする。
- (2) 国立大学については、地方大学の充実に重点をおき、理工系の学生増募をひきつづき行なうとともに、社会科学系その他の分野についても、理工系とバランスをとりながら増募を行なう。

区分	国 立		公 立		私 立		計
	大学	短大	大学	短大	大学	短大	
四十年年度	四,000	三,000	一,三〇〇	五〇〇	一〇,三〇〇	一〇,三〇〇	二七,〇〇〇
四十一年度	六,〇〇〇	一,〇〇〇	一,八〇〇	二〇〇	三,一〇〇	三,一〇〇	二〇,〇〇〇
計	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一三,四〇〇	一三,四〇〇	四七,〇〇〇

- (1) 私立大学の増募見込数は、なかなか推定が困難であるが、申請、届出等の状況をかん案し、四十年は約二万一千人と見込み、なお四十年については、その約五割増としたこと。
- (2) 公立大学についても、調査の結果をかん案して約四千人の増を見込み、四十年と四十一年の比率は私学の場合と同様としたこと。
- (3) 国立大学については、各大学からの提出資料の増募数は相当多数にのぼっているが、一応約一万一千人の増を見込み、年度割は公立と同様としたこと。
- (4) この見込みによれば、四十一年度までに約七万人の増募を行なうこととなり、四十年年度にその四割を、四十一年度に六割を実施することとなる。この場合の入学志願者に対する大学収容率は五七%弱

大学入学志願者の推計表

中学校卒業生 A		高校入学生 B		高等学校卒業生 C		大学入学志願者 D			大学入学者 E	大学不合格者 F	E/D ₃	同一年令層に 対する比率 (E/A×100)	
年月	卒業生	年月	入学生	年月	卒業生	年月	新卒志願者 D ₁	浪人 D ₂	計 D ₃				
30.3	1,663	30.4	(53.3) 886	33.3	777	33.4	(25.4) 197	(75)	272	177	94	65.3	10.7
31.3	1,872	31.4	(52.1) 976	34.3	854	34.4	(25.4) 217	(86.5)(82)	299	190	109	63.5	10.1
32.3	1,998	32.4	(52.2) 1,043	35.3	934	35.4	(26.0) 243	(107.6)117	360	205	154	57.1	10.3
33.3	1,896	33.4	(53.3) 1,049	36.3	956	36.4	(26.5) 253	(81.5) 126	379	223	156	58.9	11.8
34.3	1,975	34.4	(56.6) 1,118	37.3	1,016	37.4	(28.0) 283	(86.2) 134	418	253	165	60.5	12.8
35.3	1,770	35.4	(59.9) 1,060	38.3	987	38.4	(29.9) 294	(90.0) 148	443	273	170	61.7	15.4
36.3	1,402	36.4	(66.3) 929	39.3	872	39.4	(30.5) 266	(88.0) 149	416	279	137	67.1	19.9
37.3	1,948	37.4	(65.0) 1,266	40.3	1,160	40.4	(31.0) 360	(85.0) 116	476	306	170	64.3	15.8
38.3	2,491	38.4	(67.8) 1,688	41.3	1,551	41.4	(31.0) 481	(80.0) 136	617	347	270	56.4	13.9
39.3	2,423	39.4	(69.7) 1,688	42.3	1,564	42.4	(31.0) 485						
40.3	2,352	40.4	(71.8) 1,688	43.3	1,564	43.4	(31.0) 485						
41.3	2,124	41.4	(72.0) 1,529	44.3	1,437	44.4	(31.0) 445						
42.3	1,937	42.4	(72.5) 1,404	45.3	1,312	45.4	(31.0) 407						
43.3	1,835	43.4	(73.0) 1,340	46.3	1,249	46.4	(31.0) 387						
44.3	1,726	44.4	(74.0) 1,277	47.3	1,192	47.4	(31.0) 369						
45.3	1,655	45.4	(75.0) 1,241	48.3	1,157	48.4	(31.0) 359						

(注) 高校新卒志願者の大学志願率は、40年以降、31.0%に固定した。

(5) この見込は、当面の目標であって、新卒志願率、浪人受験率、私学の収容力等が明らかとなってくるに伴い、四十一年度以降の計画について必要に応じて再検討、再調するものとする。

4 一般教育等改善の問題点

大学基準等研究協議会
昭和三十九年五月二十二日

大学基準等研究協議会は、現行大学設置基準の問題点を中心に、昨年九月より今日まで十四回にわたる協議を重ねてきた。なかんずく一般教育は大学教育の基盤をなすと同時に、現在その改善が最も望まれているものである。とくに一般教育部会を設けて慎重な検討を行なっているが、現在のところ次のような点の問題となっている。

なお、現在までのところは、一般教育の教育内容、教育方法、一般教育実施の責任体制、一般教育の実施組織を中心に検討が行なわれているが、一般教育等改善のためには、教員組織、施設・設備等の人的・物的条件の充実強化が必要不可欠である。これらの問題についても引き続き検討を進める予定である。

また、一般教育等の改善の検討を進めるにあたって、単位制度のあり方が問題となるので、本協議会に単位制度特別部会を設け、別途検討することとしている。

一般教育等の改善について検討されている問題点

(括弧内数字は現行設置基準の関係条項)

一、一般教育等改善の目標

次の五項目を一般教育等(一)一般教育科目、外国語科目、保健体育科目および基礎教育科目をいう。以下同じ。(二)改善の目標とすることはどうか。

(1) 一般教育等の目標を明らかにし、その内容、方法等を改善、充実

する。

(2) 一般教育等の教育内容については、各大学の事情によりできるだけ弾力性をもたせることとする。

(3) 基礎教育科目を明確に確定し、基礎学力を基礎として専門の系統的な学習が効果的に行なわれるようにする。

(4) 外国語科目については、第二外国語を充実し、保健体育科目については、実技を重視する。

(5) 高等学校教育との関連を合理化する。

二、一般教育等の教育内容の改善

一 航教育科目と基礎教育科目との混同をなくし、各科目本来の目的に即した教育がじゅうぶん行なわれるよう次のように改善することはどうか。

(1) 一般教育科目について

イ その目標は、「人生と文化に関する理解を深め、あわせて専門分野と他の分野等との相関について知見をひろめるために必要な教養を与えること」であることとはどうか。(第二〇条)

ロ 開設する授業科目は、一般教育の目標に照らし、単一科目または総合科目のいずれでもよく、また両者を併用してもよいものとするかどうか。(第二〇条)

ハ 人文、社会、自然の三分野にわたり、必須として二四単位(現在の単位制度を前提とした場合。以下同じ。)履修するものとし、各授業科目への単位の配分は公平にすることとするかどうか。(第三二条)

ニ 一般教育科目の一授業科目あたりの単位数は、画一的に定めず、その目標に照らし、各大学の定めるところによるものとするかどうか。(第二五条)

(2) 基礎教育科目について

イ 基礎教育科目の目標は、「専門教育の基礎を与えること」であることとはどうか。(第二三条)

ロ 原則として、基礎教育科目を置くものとし、専攻分野によって

は、これを欠くことができるものとするかどうか。

あるいは、基礎教育科目を必要に応じて置くことができるものとするかどうか。(第一九条)

(3) 外国語科目について

イ 外国語科目の目標は、「実用と教養の二つの面をもつもの」であることとはどうか。(第二一条)

ロ 第一外国語および第二外国語は八単位とし、第二外国語について特別の事情がある場合は四単位以上とすることができることとし、第三外国語等、それ以上に履修するものについては、四単位以上とすることができることとはどうか。(第二五条)

ハ 卒業に必要な一二四単位の中では八単位とし、残りは基礎教育科目、専門教育科目の単位の中で措置するものとするかどうか。(第三二条)

(4) 保健体育科目について

イ 保健体育科目の目標は、「学生の健康を保持増進し、さらに将来の健康生活実践の素地を培うこと」であることとはどうか。(第二二条)

ロ 講義と実技をわせて四単位とし、うち実技は二単位以上とすることはどうか。(第二五条・第三二条)

(5) 卒業の要件として必須とする単位数の配分について

イ 一応現行単位制度を前提とした場合、現行の一般教育科目三六単位を二四単位として、基礎教育科目を一二単位とし、専攻分野によって、基礎教育科目を置かない場合、または一二単位まで必要としない場合は、基礎教育科目に配分した単位を一般教育科目、外国語科目または専門教育科目で取得するものとするかどうか。

あるいは、一般教育科目および基礎教育科目を合計で三六単位として、一二単位までを基礎教育科目の単位と卒業に必要な外国語科目の八単位を越える単位とすることができるようにするかどうか。(第三二条)

ロ 現在の単位制度において大学の卒業の要件として必須とする単位数の調査によれば、各大学では一四〇単位程度を課しているのが通例のようであるので、増加単位として一六単位を標準として、これをいずれの科目にもあてることができることとするかどうか。

一般教育等の改善および教養部の設置等により、医学・歯学進学課程の性格、内容についても、当然検討を要する事項が考えられないか。(第三三条)

三、一般教育等の教育方法の改善

(1) 教育課程の編成にあたって、演習による授業を必修科目として組み入れることとするかどうか。(第二八条・第三〇条)

(2) 授業を行なう学生数

授業はなるべく小人数の学生で行なうことが望ましいが、必要に応じて多人数の教育が行なえるものとし、その場合施設設備の整備をじゅうぶんに行ない、かつ演習等による授業を併用するものとするかどうか。また、多人数の教育の場合も演習等の場合も、助手その他の補助職員を配置し、これを活用するものとするかどうか。(第二九条)

四、一般教育実施の責任の明確化

一般教育の実施について、一の学部または自学部で全学または自学部の一般教育について全責任をもって実施する方式以外の実施方式をとる大学にあっては、一般教育実施の責任と権限の所在を明らかにするための組織をつくるものとするかどうか。

五、教養課程および教養部

(1) 教養課程

一般教育科目、外国語科目、保健体育科目および必要に応じて基礎教育科目をもって教養課程を編成することができるものとするかどうか。(第一九条)

(2) 教養部

教養課程の教育を責任をもって管理運営する、学部に準ずる組織として教養部を置くことができることとするかどうか。(第二章)

六、医学・歯学進学課程

四、その他

1 大学設置審議会委員の交替について

当協会推せんによる大学設置審議会委員のうち、井上東京農工大学長及び久米お茶の水女子大学長が、本年十月十四日をもって、任期満了となるので、文部次官よりの申し越しにより、候補者四名の推せんについて本年九月二十五日の役員会に諮ったところ、選考について会長に任された。よって、会長副会長で協議の結果、大山東京工大、三輪教育大、小塚東京芸大、福田山梨大の学長四名を推せんしたところ、小塚東京芸大、福田山梨大の学長がそれぞれ発令された。

2 罹災大学に対する災害見舞について

昭和三十九年六月十九日新潟地方の大震災に際し、総会の決議により新潟大学長に対し見舞電報を出した。

昭和三十九年七月二十一日、山陰、北陸豪雨に際し、会長から、島根、鳥取、金沢、富山各大学長に見舞電報を出した。

昭和三十九年八月二十四日第十四号台風に際し、会長から、鹿児島大学長に対し、見舞電報を出した。

これらに対し、何れの大学からも丁重な礼状を寄せられた。

3 国立大学協会分室開設について

千代田区霞ヶ関文部省の隣に去る六月建築された国立教育会館内に一室を借り受け、当協会の分室が設けられ、これは、各国立大学の連絡、打合せ、待合せ、休憩、携帯品預り等に使用することになった。なお、これについては、八月十七日付事務局長から各大学事務局長に対し、次

の通り通知した。

記

国立大学協会分室開設について

かねて各大学よりご要望もありましたので、貴学学長、事務局長その他の方々の文部省へご来省等の際の大学間の連絡場所として来る八月二十四日から国立教育会館内に左記のとおり国立大学協会分室を開設することになりましたのでご了知の上ご利用下さるようお願いいたします。

おって、当協会事務局は従来どおりでありますので、協会に対するすべての連絡は東京都文京区本富士町一 東京大学構内国立大学協会（電話小石川（八一二） 大代表二一一 内線五一二六）にお願いいたします。

記

名称 国立大学協会分室

場所 東京都千代田区霞ヶ関三ノ四

電話 国立教育会館内（四階）

（五八〇）〇六〇五番

その他の設備 会議用机、椅子十脚、応接セット、ロッカー若干（携帯品預り用）

係員 当分の間 一名

4 会報増刷について

第三十二回総会のとき、会報について意見があったので、昭和三十九年七月十一日付事務局長から各国立大学事務局長宛会報の編集その他について照会したところ、その回答の要旨は次のとおりであった。なお、これについて九月二十五日開催の役員会において、取敢えず第二十六号から部数を約二倍に増刷して各大学に配布することに了承を得た。

記

会報についての各大学の意見要旨

照会 七二国立大学

回答 四四

意見あり 三四

特に意見なし 一〇(福岡学、埼玉、福島、山形、電通、富山、

名古屋工、東京商船、静岡、東京学)

未回答 二八

回答の要旨次のとおり。

一、体裁

現在どおり 三八

意見あり 六横書望ましい(室蘭工、京都工芸、北海道、現

在の右綴を左綴に(金沢)、A5版がよい(北海道、表紙を丈夫に(佐賀)、表紙を親しみやすく用紙は安くてよい(小樽)、その他

二、内容

現在どおり 二八

意見あり 一六各大学便りを入れること可(九州工、室蘭工、

岡山、愛媛、香川、北海道、佐賀、小樽、金沢、新潟、神戸商船、弘前、愛知学、諸会議内容をより精しく(岐阜)、国大協記事を漏れなく(三重、宇都宮)、学生の大学当局への要望とその見解を(弘前)

三、部数

現在どおり 一六

意見あり 二八配布増加望む。例えば、研究所長、教養部

長、図書館長、病院長、分校主事、学生部長、本部又は部局事務用、その他(九州工、金沢、東北、北海道学、大阪、京都、香川、

北海道、岡山、広島、神戸、医歯科、新潟、茨城、三重、愛知学、芸術、福井、九州、佐賀、愛媛、小樽、横浜、宇都宮、一橋、鹿児島

(注)

島、大分、山口)

なお実費頒布については、可とするもの(北海道、室蘭工、岡山、佐賀、小

樽、横浜、大分、弘前、神戸、三重、福井)

避けたい(愛知学、東北、北海道学)

経費は総会で審議すべきだ(九州)

四、発行回数

現在どおり 三六

意見あり 八年四回発行が望ましい(佐賀、小樽、宇都

宮、鹿児島、福井、会報のほか速報を年四回位(九州)、趣旨徹底のため総会時のほか随時発行(北海道、一橋)

五、その他 なし

5 寄贈図書

京都大学教育学部紀要第十号

昭和三十八年度「大学総覧」

会社案内(昭和三十九年)

学制九十年史

第四回全国厚生補導研究会報告書

朝日ジャーナル第五卷第五十一号

日本火災海上保険株式会社七十年史

千葉大学一覽(昭和三十八年度)

「わが国の高等教育」昭和三十九年八月

科学技術白書(要約)昭和三十九年八月

佐賀大学要覽(昭和三十九年度)

産業と教育(七、八、九月号)

政策月報(七、八、九月号)

運動衛生

京都大学

大学基準協会

財団法人学徒援護会

文部省

全国学生補導厚生研究会連合会

藤岡由夫

日本火災海上保険相互会社

千葉大学

文部省

科学技術庁

佐賀大学

財団法人産業教育振興中央会

自由民主党

広島大学学生部

五、諸 規 程

1 国立大学協会会則

第一章 総 則

第一条 本会は、国立大学協会と称する。

第二条 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行なう。

- 一 国立大学の振興につき必要な調査研究
- 二 教授及び研究上における大学相互の協力援助に関する事項
- 三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第二章 会 員

第五条 本会は、国立大学を会員として組織する。

第三章 役 員

第六条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会 長 一人
- 二 副 会 長 二人
- 三 理 事 二十一人（会長、副会長を含む）
- 四 監 事 二人

第七条 理事および監事は、総会で会員の互選により定める。

2 会長および副会長は、理事の互選により定める。

第八条 役員の仕事は次のように定める。

- 一 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。

四 監事は、会計を監査する。

第九条 役員の仕事は二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第四章 会 議

第十条 本会の会議は、総会および理事会とする。

2 総会および理事会は、それぞれの総員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 議事はすべて出席者の過半数で定める。

第十一条 総会は、毎年一回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときまたは会員十名以上から要求があつたときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

2 会長は、総会の議長となる。

第十二条 理事会は毎年二回以上会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三条 特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第四章の二 大学運営協議会

第十三条の二 本会に大学運営協議会を置く。

2 大学運営協議会の組織及び運営については、別に定める。

第五章 会 計

第十四条 本会の経費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日
で終る。

第六章 雑 則

第十六条 この会則の改正は、総会の議を経なければならぬ。

第十七条 本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

附 則

第十八条 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

附 則

この改正は、昭和三十八年二月二十八日から施行する。

2 大学運営協議会規程

国立大学の管理運営は、本来、大学自治の原則に基づき、各大学自らの責任において行なわれるべきものである。しかし、大学が内外の複雑困難な条件のもとで多様な問題に当面しているとき、大学の管理運営をさらに適切ならしめ、大学に課せられた使命をよりよく達成するためにすべての国立大学が共同連帯の意識をもって相互に協力することも、大学の社会的責任を果たす途であり、また、大学の自治を真に活かすゆえである。この趣旨に基づき、国立大学協会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力を一層促進し、大学の管理運営について有効適切な方策を講ずるための組織として、ここに大学運営協議会を設置する。

大学運営協議会は、すべての国立大学の自主的な協力を基礎とし、各大学の自治を十分に尊重して運営されなければならない。

大学運営協議会の活動を円滑有効にするためには、各大学があらゆる適当な方法、とくにそれぞれの地域における連絡・協議等によって、常に相互の協力を努めることが望ましい。大学運営協議会の任務は、このような大学の協力を前提として達成されるものである。

(協議会)

第一条 国立大学協会会則第十三条の二に規定する大学運営協議会(以下「協議会」という)の組織及び運営については、この規程の定めるところによる。

(任務)

第二条 協議会は、左の事項を任務とする。

- 一 国立大学の管理運営の改善に寄与すること。
- 二 国立大学にその内部では解決することの困難な問題が生じた場合に、その大学の自主的な解決に助力すること。

(管理運営の改善)

第三条 協議会は、国立大学の管理運営の改善に寄与するため、左の事

項を行なう。

- 一 大学の管理運営に関する内外の資料を収集し、これを整理すること。

二 国立大学の管理運営の改善に資するための方策を研究すること。
2 前項の資料及び方策は、国立大学が自主的に管理運営の改善を行なうための参考に供する。

3 協議会は、必要があるときは、国立大学の管理運営に関して、ひろく各方面の意見をきき又は各方面に意見を述べることができる。

(問題解決の助力)

第四条 協議会は、国立大学にその内部では解決することの困難な問題が生じたときは、その大学による自主的な解決を促進するために有効かつ適切とみとめられる助言その他の方法を講ずることによってその解決に助力する。

2 協議会は、実情を明らかにするため必要があるときは、関係者から事情をきき又は報告を求めることができる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、助力の経過を国立大学協会の総会に報告し、その意見をきくことができる。

(助力の趣旨)

第五条 協議会が前条の助力を行なうにあたっては、前文の精神にしたがい、当該大学の自主性を十分に尊重することを要し、いやくもその自治を侵害するようなことがあってはならない。

(助力の開始)

第六条 第四条の助力は、当該大学の正規の手續を経た学長の申出に基づいて行なう。

2 前項による場合のほか、協議会は、前文及び前条の精神に基づき、事態を慎重に考慮した上、とくに必要があると認めるときは、第四条の助力を行なうことができる。

(協議会の委員)

第七条 協議会は、左の委員で構成する。

- 一 国立大学協会の会長及び副会長

二 常置特別委員会の委員長

三 各地区の国立大学によって互選された大学の学長

2 国立大学協会長たる委員は、協議会の委員長となる。

3 第一項第三号の地区別及び各地区の定員は、別表に定めるところによる。

4 第一項第三号に規定する委員については、左の例による。

一 任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 委員が任期中に当該大学の学長でなくなったときは、その後任の学長が委員となる。

三 同一の大学の学長は、引き続いて委員となることができない。ただし、補欠の委員であった場合は、この限りでない。

(臨時委員及び専門委員)

第八条 協議会は、臨時委員又は専門委員を置くことができる。

2 臨時委員は、国立大学の学長又は教員の中から選任する。臨時委員は、前条に規定する委員と同一の権限を有する。

3 専門委員は、国立大学の教職員の中から選任する。

(小委員会)

第九条 協議会は、特定の事項を処理するため必要があるときは、小委員会を設けることができる。

(委員の職務の辞退)

第十条 第二条第二号に規定する任務に関しては、利害関係を有する委員は、職務を行なうことを辞退しなければならない。

(実施に関する細則)

第十一条 この規程の実施に関し必要な事項は、協議会の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和三十八年二月二十八日から施行する。

別表

地区別	所属国立大学名	定員
北海道 東北	北海道大学、北海道学芸大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、秋田大学、山形大学、福島大学	一
関東 甲信越	茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京教育大学、東京工業大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、東京医科歯科大学、東京水産大学、東京商船大学、横浜国立大学、新潟大学、山梨大学、信州大学	二
中部	富山大学、金沢大学、福井大学、岐阜大学、静岡大学、名古屋大学、愛知学芸大学、名古屋工業大学、三重大学	一
近畿	滋賀大学、京都学芸大学、京都大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪学芸大学、大阪外国語大学、神戸大学、神戸商船大学、奈良学芸大学、奈良女子大学、和歌山大学	一
中国 四国	鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学	一
九州	福岡学芸大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学	一

○了解事項
 大学運営協議会規程第四条第一項の「助言その他の方法」は、助言を超える強力な活動を行なう趣旨ではない。

3 大学運営協議会規程実施細則

(招集)

第一条 国立大学協会会則第十三条の二に規定する大学運営協議会（以下「協議会」という）は、毎年二回以上、委員長が招集する。

2 前項で定めるもののほか、三人以上の委員（臨時委員を含む。以下同じ）の請求があったとき、または第八条第二項により学長の申出が地区選出委員を経由してなされた場合において、その委員の請求があったときは、委員長は協議会を招集しなければならない。

(議長)

第二条 委員長は、協議会の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(定足数)

第三条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 大学運営協議会規程（以下「規程」という）第十条の規定により、委員の職務を辞退する委員の数は、委員の数にぞえない。

3 規程第十条の規定により、委員が辞退しなければならないとき、委員が利害関係を有するかどうかは、協議会の決するところによる。当該委員は、この議決に加わることができない。

(表決)

第四条 議決は、出席委員の過半数の同意を必要とする。

(定足数と表決の特例)

第五条 規程第四条第三項の定める措置および規程第六条第二項に定める助力の開始については、第三条第一項および前条の規定にかかわらず、委員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならぬ。

(委員の欠席)

第六条 委員は、病気その他の事由によって協議会に出席することができないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。

2 委員（臨時委員を除く）が前項の事由により欠席する場合は、委員長の承認をえて代理人を出席させることができる。

(議事の非公開)

第七条 協議会の議事は、これを公開しない。

(学長の申出)

第八条 規程第六条第一項の定めによる学長の申出が学長名義の公文書によってなされたときは、これを正規の手続を経たものとする。

2 前項の申出は、特別の事情のあるときのほか、当該大学の所属する地区から選出された委員を経由して行なうものとする。

(臨時委員)

第九条 臨時委員は、協議会がこれを選任する。

2 臨時委員の任期は、二年とする。ただし、規程第二条第二項に掲げる事項を処理するために選任された臨時委員の任期については、協議会が、適宜にこれを定めることができる。

(専門委員)

第十条 専門委員は、協議会がこれを選任する。

2 専門委員は協議会の指定する特定の事項を処理するため、協議会または小委員を補佐する。

3 専門委員は、前項により指定された事項の処理がおわったときに、解任される。

(小委員会)

第十一条 小委員会委員は協議会の委員のうちから協議会が選任する。

2 小委員会には、小委員会委員長をおく。小委員会委員長は、小委員会委員が互選する。

3 小委員会には、その性質に反しないかぎり、協議会に関する規定を準用する。

附 則

この細則は、昭和三十八年九月二十七日から施行する。

六、役員・委員名簿

2 常置委員会

1 国立大学協会役員

監事	理事	副会長	副会長	会長	大河内
〃	〃	〃	〃	〃	一男
〃	〃	〃	〃	〃	東(東京)
〃	〃	〃	〃	〃	晴貞
〃	〃	〃	〃	〃	儀一
〃	〃	〃	〃	〃	照璽
〃	〃	〃	〃	〃	由夫
〃	〃	〃	〃	〃	義年
〃	〃	〃	〃	〃	清雄
〃	〃	〃	〃	〃	三知
〃	〃	〃	〃	〃	石橋
〃	〃	〃	〃	〃	渡辺
〃	〃	〃	〃	〃	篠原
〃	〃	〃	〃	〃	赤堀
〃	〃	〃	〃	〃	小牧
〃	〃	〃	〃	〃	赤木
〃	〃	〃	〃	〃	水野
〃	〃	〃	〃	〃	前川
〃	〃	〃	〃	〃	遠城
〃	〃	〃	〃	〃	本寺
〃	〃	〃	〃	〃	福田
〃	〃	〃	〃	〃	増田
〃	〃	〃	〃	〃	袖木

(昭和三十九年十一月現在)

○第一常置委員会(大学の組織、制度に関する問題)

委員長	石橋	本田
委員	三村	福田
〃	香川	篠原
〃	田中	渡辺
〃	篠崎	加茂
〃	樋口	藤盛
〃	齊藤	利三郎
〃	加茂	儀一
〃	篠崎	平馬
〃	渡辺	万次郎
〃	田中	冬夫
〃	香川	吉名
〃	篠原	三山
〃	福田	一信
〃	石橋	義金
〃	本田	弘人

(順不同)

○第二常置委員会(学科課程、入学試験などに関する問題)

委員長	長谷川	秀治
委員	藤岡	由夫
〃	久米	又三
〃	伊藤	辰治
〃	小川	芳男
〃	久保	佐土美
〃	大倉	三郎
〃	谷川	久治
〃	皇川	至道
〃	小谷	信市

○第三常置委員会(学生の補導に関する問題)

委員長	都崎	雅之助
委員	小谷	信市
〃	皇川	至道
〃	谷川	久治
〃	大倉	三郎
〃	久保	佐土美
〃	小川	芳男
〃	伊藤	辰治
〃	久米	又三
〃	藤岡	由夫
〃	長谷川	秀治

委員

兒玉 桂三(徳島大)
大坪 喜久太郎(室蘭工大)
横田 嘉右衛門(富山大)
三浦 百重(鳥取大)
妻木 徳一(九州工業大)
森沢 三郎(大阪外語大)
石津 照重(東北工大)
井上 吉之(東京農工大)
三輪 知雄(東京教育大)
市川 禎治(山口大)

○第四常置委員会(学生の厚生に関する問題)

委員長 遠城寺 宗徳(九州大)
委員 浅井 栄資(東京商船大)
関根 隆(東京水産大)
水野 敏雄(島根大)
岡田 正弘(東京医科歯科大)
大政 正隆(宇都宮大)
佐藤 熙(弘前大)
和泉 成之(長崎大)
野村 武衛(三重大)

○第五常置委員会(大学間の協力に関する問題)

委員長 赤堀 四郎(大阪大)
委員 小塚 新一郎(東京芸術大)
佐藤 雄(名古屋工大)
落合 知雄(奈良女子大)
渡辺 太郎(奈良女子大)
柚木 馨(静岡大)
赤木 馨(神戸大)
松平 五郎(岡山山通信大)
藤野 清久(福井大)

○第六常置委員会(大学財政に関する問題)

委員長 黒沢 清(横浜国立大)
委員 山極 三郎(帯広畜産大)
小牧 実繁(滋賀大)
服部 英太郎(福島大)
増田 四郎(一橋大)
大山 義年(東京工大)
四方 博(岐阜大)
前川 忠夫(香川大)
岩村 岳(宮崎大)
福田 得志(鹿児島大)

○第七常置委員会(教員養成に関する問題)

委員長 高坂 正頭(東京学芸大)
委員 北川 久五郎(大阪学芸大)
城戸 幡太郎(北海道学芸大)
野尻 重雄(京都学芸大)
小木曾 公(愛知学芸大)
稻荷山 資生(奈良学芸大)
玖村 敏雄(福岡学芸大)
草場 勇(大分大)

3 組織整備特別委員会

委員長

横滨国立大学長 黒沢 清
東京大学長 大河内 一
京都大学長 奥田 東
北海道・東北地区 北海道大学長 杉野目 晴
關東・甲信越地区 一橋大学長 増田 四郎
中部地区 福井大学長 藤野 清
近畿地区 神戸大学長 柚水 馨

中・四国地区
九州地区

鳥取大学長
九州大学長
東京大学教授
三浦重徳
遠城寺宗徳
辻清明
雄川一朗
田上穰治
青野寿郎

東京教育大学教授
一橋大学教授

青野寿郎
田上穰治
雄川一朗
辻清明

4 一般教育特別委員会

委員長
委員

本 田 弘
三 村 弘
香 川 冬
樋 口 盛
皇 至
伊 藤 辰
大 倉 三
小 塚 新
赤 城 五
四 方 博
本 田 弘
三 村 弘
香 川 冬
樋 口 盛
皇 至
伊 藤 辰
大 倉 三
小 塚 新
赤 城 五
四 方 博

5 学生急増対策特別委員会

委員長
委員

奥 田 弘
本 田 弘
長 谷 秀
黒 沢 雅
都 崎 雅
遠 城 寺 宗
赤 堀 徳
杉 野 目 晴
東 都 弘
人 熊 弘
治 群 弘
清 横 弘
助 茨 弘
徳 九 弘
郎 大 弘
貞 北 弘

6 新設大学拡充特別委員会

委員長
委員

高 坂 正
谷 川 久
高 坂 正
頭 千 葉 大
治 千 葉 大
藤 岡 由 夫
服 部 英 太 郎
長 谷 川 秀 治
高 坂 正
黒 沢 辰 清
伊 藤 雅 治
石 橋 雅 義
渡 辺 寧 岡
赤 木 五 郎
香 川 冬 夫

7 科学技術行政特別委員会

委員長
委員

本 田 弘
大 河 内 一
奥 田 弘
杉 野 目 晴
都 崎 雅
長 谷 川 秀
藤 岡 由 夫
大 三 輪 知
福 山 義
三 村 邦
本 田 弘
人 熊 弘
男 東 弘
東 都 弘
貞 北 弘
助 茨 弘
雅 群 弘
秀 治 弘
由 夫 弘
知 義 弘
三 輪 知
福 山 義
三 村 邦

專門委員
 石橋 義(金沢大)
 ○渡辺 寧(静岡大)
 ○篠原 吉(名古屋大)
 ○赤堀 四郎(大阪大)
 武藤 俊之助(東京大学教授)
 西脇 仁一(東京工大教授)
 森川 清(東京工大教授)
 伊大知 良太郎(一橋大教授)

8 大学運営協議会

委員長 會長 東京大学長 大河内 一
 副會長 京都大学長 奥田 晴
 第一常置委員長 北海道大学長 杉野 貞
 第二 熊本大学長 本野 弘
 第三 群馬大学長 長谷川 秀治
 第四 茨城大学長 都崎 雅之助
 第五 九州大学長 遠城寺 宗徳
 第六 横滨国立大学長 黒沢 四郎
 第七 東京学芸大学長 高坂 正
 北海道・東北地区 小樽商科大学長 加藤 儀一
 関東・甲信越地区 埼玉大学長 藤岡 由夫
 電氣通信大学長 松平 正寿
 中部地区 三重大学長 野村 武衛
 近畿地区 滋賀大学長 小牧 実繁
 中・四国地区 徳島大学長 児玉 桂三
 九州地区 鹿児島大学長 福田 得志
 東京大学教授 石井 照久
 東京大学教授 大塚 久雄

9 大学運営協議会 (問題点検討) 小委員会
 委員長 東京大学長 大河内 一
 委員 京都大学長 奥田 晴
 熊本大学長 本田 弘
 茨城大学長 都崎 雅之助
 北海道大学長 杉野 貞
 埼玉大学長 藤岡 由夫
 東京大学教授 石井 照久
 京都大学教授 桑原 武雄
 東京大学法学部教授 伊藤 新平
 東京大学経済学部教授 大内 正力

10 各常置委員会専門委員

○第三常置委員会専門委員

星 光 北海道大学学生部長
 村上 恵一 東北大学
 小 竜 男 千葉大学
 長谷川 修一 東京大学
 京野 季吉 東京教育大学
 山岡 亮一 京都大学
 山田 和麻呂 名古屋大学

臨時委員
 東京大学教授 大塚 久雄

○第四常置委員会専門委員

浅川 淑彦
林 迪広
坂井 望夫
田原 節夫

広島大学
九州大学
茨城大学
鳥取大学

村尾 誠

東京大学学生保健診療所長

宮田 尚之

京都大学保健診療所長

佐々木 志郎

北海道大学事務局保健課長

長谷川 修一

東京大学学生部長

河部 利夫

東京外国語大学学生部長

鬼山 信一

東京水産大学事務局長

小倉 憲之

茨城大学助教授

長崎 憲之

東京大学庶務部長

○第五常置委員会専門委員

扇谷 尚

大阪大学教授

○第六常置委員会専門委員

鶴田 酒造雄

東京大学事務局長

原 敏夫

東京工業大学

宮崎 蔚夫

東京教育大学

錦織 武

一橋大学

昭和三十九年十一月十六日
昭和三十九年十一月二十四日

印刷
発行

(非売品)

会報

第二十六号

東京都文京区本富士町一番地

東京大学構内

国立大学協会事務局長

印刷兼
発行者

鶴田酒造雄

電話小石川

(812)

2111

(大代表)

内線

5126